

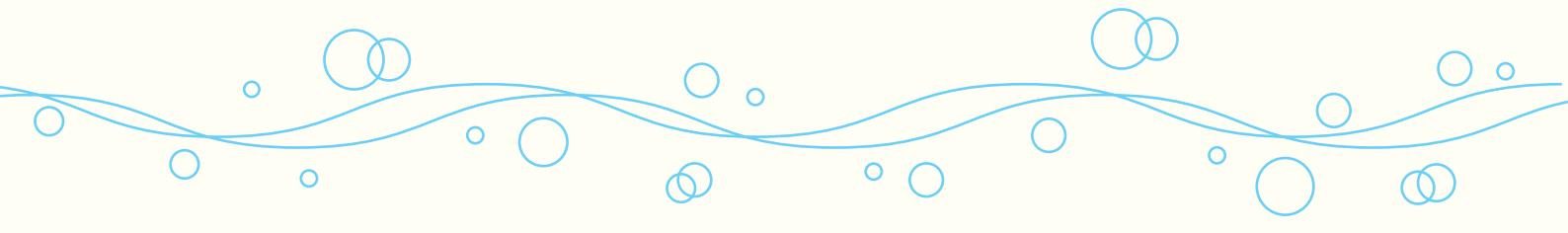


菊池市

環境基本計画

2019 年度▶2028 年度

熊本県菊池市



はじめに

本市は、阿蘇外輪山の裾野に広がる、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」です。菊池渓谷に代表される菊池川水系の清らかな流れ、阿蘇外輪山から連なる鞍岳や八方ヶ岳の鮮やかな緑、菊池平野の豊かな実りの風景など、先人たちの努力によって守り育まれてきたこれらの自然環境は、私たちの誇りであり、貴重な財産です。私たちは、これらの自然環境から受ける恵みに感謝するとともに、後世に受け継いでいかなければなりません。

一方で、地球温暖化に伴う近年の異常気象は、世界的な規模で拡大しています。本市でも、平成24年（2012年）の集中豪雨では甚大な被害を受けました。また平成29年（2017年）及び平成30年（2018年）においては、2年連続で九州北部地方を含む西日本の各地で集中豪雨が発生しました。梅雨末期の大雨や台風の巨大化などが、私たちの暮らしを脅かすものとなっていました。

その他、大気の越境汚染、生物多様性の危機等の地球規模の環境問題や、ごみの不法投棄、河川や地下水の水質悪化、騒音や悪臭等の身近な環境問題など、私たちを取り巻く生活環境には、様々な問題が山積しています。

第2次菊池市総合計画のまちづくりの将来像は、「自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく 安心・安全の『癒しの里』きくち」です。またその実現に向けた政策の一つとして、「自然の恵みを守る安全なまちづくり」を掲げています。本計画では、まちづくりの将来像の具現化に環境面から資するために、「変化する社会潮流への対応」と「環境保全のための地域全体での協働」を計画策定の視点として、5つの基本目標を掲げています。今後は、この計画に基づき、市民や事業者の皆さんと行政とが意識を共有しながら、それぞれの立場での実践と、相互の協働・連携による取り組みを進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、慎重かつ熱心にご審議いただきました「菊池市環境審議会」の委員の皆様、アンケートにご協力いただいた市民や事業者の皆様、また貴重なご意見をいただきました関係機関の皆様に心から感謝申し上げるとともに、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年（2019年）3月

菊池市長 江頭 実

目 次

第1章 計画の策定について	1
1. 計画策定の目的.....	2
2. 環境に関する社会背景.....	2
3. 本計画の策定にあたって	6
第2章 菊池市の現状について	9
1. 菊池市の現状	10
2. 菊池市の生活環境.....	20
3. 各種調査からみる市の環境	22
第3章 計画の方向性.....	27
1. めざすべき環境像.....	28
2. 施策の体系	28
第4章 具体的な取り組み	29
基本目標1 自然共生社会の実現.....	30
基本目標2 安全で快適な生活環境の実現	39
基本目標3 環境保全行動への参画促進	53
基本目標4 低炭素社会の実現	65
基本目標5 循環型社会の実現	73
資料編	81
1. 菊池市環境基本条例.....	82
2. 菊池市環境基本条例施行規則.....	85
3. 諸問書	88
4. 答申書	89
5. 環境審議会委員名簿	90

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の目的
2. 環境に関する社会背景
3. 本計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

菊池市では、平成 20 年（2008 年）3 月に、快適な環境の保全と創造（以下「環境の保全等」といいます。）を図るため、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、良好な環境を確保すべく市の施策の基本となる事項を定める「菊池市環境基本条例（以下本章において「条例」といいます。）」を制定しました。

条例において、快適な環境の保全等を図るための基本理念として、以下の 3 つを掲げています。

- (1) 市民の健康で文化的な生活を守り、安らぎのある豊かな環境を保全し、後世に引き継いでいくこと。
- (2) 人と自然界の調和を図り、より良い共生を図るよう努めること。
- (3) 生活環境の充実及び循環型社会の構築などに努めること。

この条例に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境行政の基本指針となる「菊池市環境基本計画」を同年 8 月に策定しました。

計画の期間が平成 29 年度（2017 年度）までであることから、これまでの取り組みの成果や課題とともに、国内外の新たな動きを踏まえ、第 2 次菊池市環境基本計画を策定するものです。

2. 環境に関する社会背景

1) 世界的な動き

現在、地球の環境はかつてないほど急激に変化しており、各種の環境問題に対して、世界中の取り組みが必要となっています。特に、地球規模で進行している環境問題は地球温暖化、生物多様性の危機、廃棄物問題といわれています。

これらの環境問題に対し、国際社会は様々なルールづくりを行って対応してきました。地球温暖化については、平成 4 年（1992 年）にブラジルのリオデジャネイロで開かれた「地球サミット（環境と開発に関する国際連合会議）」において、「気候変動に関する国際連合枠組み条約」が締結されました。その後、平成 9 年（1997 年）の「京都議定書」を経て、平成 24 年（2012 年）にドーハで開催された「国連気候変動枠組条約第 18 回締約国会議（COP18）」では、2013 年～2020 年までに、参加する先進国全体で温室効果ガスの 18% 削減（1993 年比）をめざすこととなりました。また、平成 25 年（2013 年）から 26 年（2014 年）にかけて公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、気候変動による将来の主要なリスクとして、「①高潮、海面水位上昇」、「②洪水」、「③インフラ機能停止」、「④熱中症」、「⑤食

料不足」、「⑥水不足」、「⑦海洋生態系の損失」、「⑧陸域生態系の損失」が示されています。このような流れの中、平成 27 年（2015 年）12 月 12 日、フランス・パリで開催された COP21 において、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際約束であるパリ協定が採択されました。パリ協定は、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、ほぼ全ての国が参加するなど画期的な協定となっています。

生態系の破壊や生物多様性といった問題では、「地球サミット（環境と開発に関する国際連合会議）」において「生物多様性条約（生物の多様性に関する条約）」が採択され、平成 22 年（2010 年）には「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」が名古屋市で開催され、2011 年以降の戦略計画「愛知目標」が採択されました。そして、平成 28 年（2016 年）11 月には、これまでの愛知目標の進捗状況を踏まえて、強化する取り組みと新たな取り組みをまとめた「生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けて加速する施策」を公表しました。その他、生態系保護を目的とした「ワシントン条約※」や「ラムサール条約※」などの条約が国際的なルールとして採択されています。

廃棄物問題については、平成元年（1989 年）にスイスのバーゼルにおいて、一定の有害廃棄物の国境を越える移動などの規制について国際的な枠組みと手続などを規定した「バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）」が採択され、国際的なルールづくりが進められてきました。

また、平成 17 年（2005 年）からは「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」が開始され、UNESCO※をリード機関として、持続可能な開発の原則、価値観、実践を、教育や学習のあらゆる側面に導入することをめざしています。

◇持続可能な開発目標（SDGs：*Sustainable Development Goals*）

我々が今日手に入れた便利な生活は、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境の悪化をもたらしています。平成 4 年（1992 年）にブラジルのリオデジャネイロで開催された、環境と開発に関する国連会議（地球サミット）において、持続可能な開発を実現するための行動原則である「環境と開発に関するリオ宣言」が採択され、「持続可能な開発」という概念が全世界の行動原則へと具体化されました。地球サミットから 10 年に当たる平成 14 年（2002 年）には、持続可能な開発に関する世界首脳会議が、平成 24 年（2012 年）には、国連持続可能な開発会議（リオ+20）が開催され、持続可能な開発に対する国際的な議論が進められてきました。

平成 25 年（2013 年）9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジ

※ワシントン条約：野生動植物の国際取引が乱獲を招き、種の存続が脅かされることがないよう、取引の規制を図ることを目的として昭和 48 年にアメリカのワシントン D.C. で採択された。

※ラムサール条約：特に水鳥の生息地として重要な湿地や、そこに生息する動植物の保全を促すことを目的として、昭和 46 年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された。

※UNESCO：正式な名称は「国際連合教育科学文化機関」であり、教育、科学、文化の発展と推進を目的として、昭和 21 年に設立された国際連合の専門機関である。

エンダ」は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。そして、そのアジェンダの中核をなすのが「持続可能な開発目標（SDGs）」です。SDGsは17のゴール（目標）とゴールごとに設定された合計169のターゲットから構成されており、このゴールは途上国に限らず先進国を含む全ての国に適用されます。

SDGsには、「ゴール6（水）」、「ゴール12（持続可能な生産・消費）」、「ゴール13（気候変動）」、「ゴール14（海洋）」、「ゴール15（生態系・森林）」といった地球環境そのものの課題及び環境分野と密接に関わる課題に関する目標が数多く含まれており、国の第五次環境基本計画においても、これらの目標分野を主要なテーマとしています。

■ SDGs 17 のゴール（目標）



出典：国連広報センター

2) 国の動き

国においては、「パリ協定」への対応を含んだ地球温暖化対策計画を策定しました。計画では、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策が示されています。

個別の課題についてみると、平成12年（2000年）には循環型社会の構築をめざして、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、自然環境・生態系の保全に関しては、平成20年（2008年）に「生物多様性基本法」が制定され、政策の検討段階での民意の反映や、事業計画の立案段階での事業所による環境影響評価※の実施など、生物多様性の保全施策に関する規定が整備されました。

平成21年（2009年）には、環境と経済をともに向上・発展させることをめざして、「緑の経済と社会の変革」が公表され、さらに、平成22年（2010年）に閣議決定された「新成長戦略」では、経済面からみた環境施策として、グリーン・イノベーション※による「環境・エネルギー大国」をめざした戦略的施策が掲げられています。

また、平成23年（2011年）には「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」が改訂され、協働による取り組みの推進や基本理念として生命を尊ぶこと、循環型社会の形成などが文言として盛り込まれました。

しかし、平成23年（2011年）3月に起きた東日本大震災によって、これまでのエネルギー施策や環境に対する考え方の見直しが進み、同時に原子力発電所の増設を前提としていた温室効果ガスの削減目標についても、修正が避けられない状況となっています。

そのような中で、平成30年（2018年）に「第五次環境基本計画」が策定されました。この計画では、今後の環境政策の展開の基本的考え方として、「環境・経済・社会の統合的向上に向けた取り組みの具体化」を掲げています。

環境・経済・社会の各側面で我が国が現在直面する課題の中には、複合的なものも少なからず存在していると考えられます。こうした複合的な課題を解決するにあたっては、環境・経済・社会の「統合的向上」が強く求められており、従来の環境基本計画にあるような、特定の環境分野に関する課題を直接的に解決することに比重を置いた分野別（縦割り）の重点分野を設定するという考え方とは異なり、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、横断的かつ重点的な枠組を戦略的に設定することが必要です。

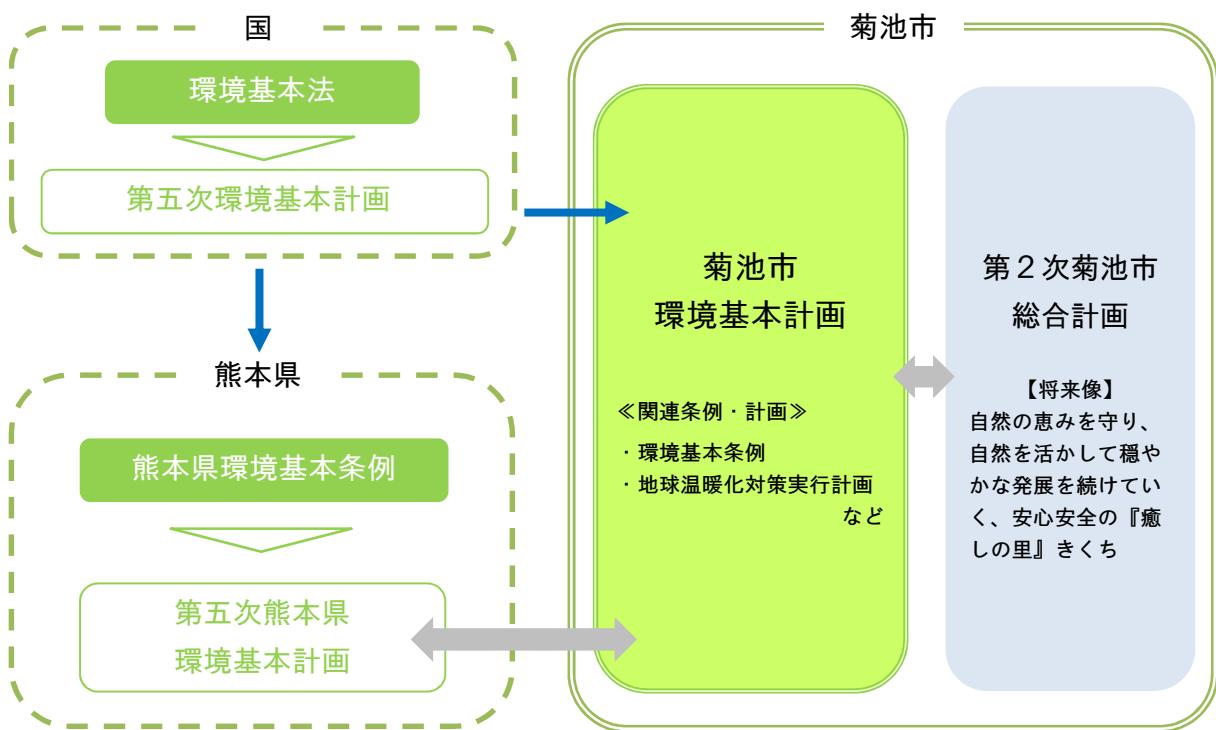
※環境影響評価：事業者が開発事業などを行う前に、あらかじめその事業が環境に与える影響について調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、住民や行政の意見を参考にして、事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みである。

※グリーン・イノベーション：太陽光電池、電気自動車、省エネルギー技術などの環境関連技術を、経済の発展や成長につなげていくという産業戦略である。

3. 本計画の策定にあたって

1) 計画の位置づけ

本計画は、菊池市の最上位計画である第2次菊池市総合計画における環境政策を総合的・体系的に推進し、環境の保全と創造に関する各分野の施策、事業の基本となるものです。策定にあたっては、国の環境基本法及び「第五次環境基本計画」、並びに「第五次熊本県環境基本計画」との整合を図りながら策定しました。



2) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）を初年度とし、2028年度を目標年度とする10年計画となります。ただし、今後の社会情勢の変化や、新たな法令等の施行など、必要に応じて計画の見直しを図ります。

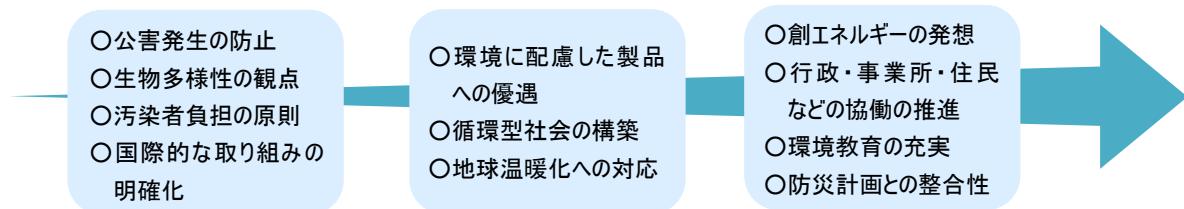
3) 計画策定の視点

① 変化する社会潮流への対応

国内において、環境問題が注目され始めたのは 1960 年代ごろの深刻な公害への対応からであり、現在では大気汚染や水質の改善といった問題に加えて、地球温暖化への本格的な対応、さらには自分で使うエネルギーをつくり出す創エネルギーの考え方など、“持続可能な社会”の実現に向けた方策が主流となっています。

本計画においても、環境分野を取り巻く社会潮流の変化に対応できるような施策を取り上げ、より効果的な計画とします。

■環境分野の社会潮流の変化



② 環境保全のための地域全体での協働

環境対策は、一人ひとりの小さな取り組みの積み重ねで実現されます。本計画においても、様々な環境課題に対して施策の方向性を示し、施策ごとに「誰が」「何に」「どのように」取り組むのかということを明確にしていきます。

また、菊池市特有の環境課題に地域全体で取り組むことは、菊池市への愛着や定住意識の高揚にもつながるため、行政における施策の推進、住民や団体からの積極的な参加、事業所や学校での環境意識の向上など、地域全体を巻き込んだ環境施策を推進します。

第2章 菊池市の現状について

1. 菊池市の現状
2. 菊池市の生活環境
3. 各種調査からみる市の環境

1. 菊池市の現状

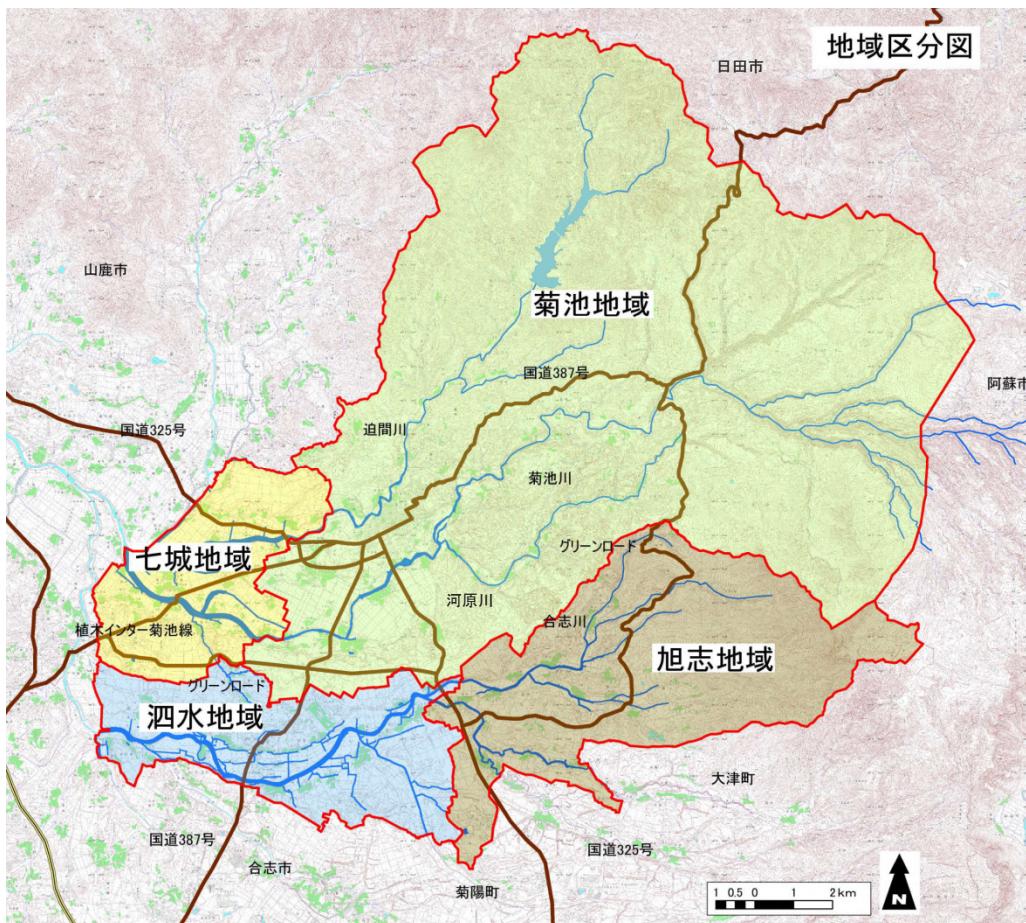
1) 地勢

菊池市は、平成17年（2005年）3月22日に旧菊池市、菊池郡七城町、旭志村、泗水町が合併してできた「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」です。熊本県の北東部に位置し、東部は阿蘇市、南部は菊池南部地域（合志市、大津町、菊陽町）、西部は山鹿市、熊本市、北部は大分県日田市にそれぞれ接しており、形状は扇形をなしています。

地勢は、北部のハ方ヶ岳から東部の阿蘇外輪山の鞍岳まで山岳が連なっており、地域の大半を森林が占めています。それら山岳からの豊富な水が菊池川本流をはじめとして迫間川、河原川、合志川に流れしており、菊池平野を潤し、肥沃な土地を形成しています。

面積は県全体の約3.7%を占めており、地域区分としては、旧市町村である菊池地域、七城地域、旭志地域、泗水地域の4つとしています。

■菊池市全体図



◆菊池地域

- ◇菊池地域は、本市の北東部に位置し、地域の中では最も広く、市全体の半分以上を占めている地域です。人口は平成 27 年（2015 年）現在で 23,911 人と最も多くなっています。
- ◇北東部は阿蘇くじゅう国立公園内に位置する菊池渓谷があり、植物相の豊富な自然林が広がっており、観光地ともなっています。さらに山林全体が洪水調整や水源涵養、用水利用の機能を有しています。
- ◇南西部は農地が広がり、優良農地として優れた景観を有しており、旭志地域と泗水地域との境の花房台地は、平野部を取り囲むグリーンベルトの様相を呈しています。
- ◇菊池中心部の市街地は、歴史的に菊池一族の城下町として栄え、名所・旧跡が点在し、温泉地としても有名です。また、若木水源や鞠智城など指定文化財、歴史的遺産等も数多く存在します。
- ◇菊池地域は、国道 325 号、国道 387 号、県道植木インター菊池線が集中する本市の交通の要衝となっていますが、国道 325 号の森北周辺では交通渋滞が激しくなっています。近年、これら広域幹線道路沿道において、宅地化や商業施設の立地が進んでおり、これに伴い中心市街地の活力低下が懸念されています。
- ◇菊池中心部の東側には菊池神社を中心とする市民広場や菊池公園があり、また、竜門ダム周辺には斑蛇口湖公園など大規模公園が多くなっています。
- ◇菊池市中心部は菊池市で唯一用途地域が指定され、この中では商業施設の立地が活発ですが、幹線道路沿道に集中しています。また、用途地域以外の区域での住宅等の立地も活発で、農地転用件数も多くなっています。

◆七城地域

- ◇七城地域は、本市の北西部に位置する、4 地域の中では最も面積が小さい地域です。人口は平成 27 年（2015 年）現在で 5,172 人と 2 番目に少なくなっています。
- ◇大型流通施設や大工場が多く立地しています。
- ◇本地域の地形は、菊池川とその支流である迫間川が東西に流れ、西端部で合流しており、地形は平坦で、水田地帯を形成し、七城米として優良な水稻栽培を行っています。北部と南部は台地となっており、北部は畠地、南部は工業地帯を形成しています。
- ◇水田地帯は圃場整備が進み、広大な農業地帯の景観が広がっており、北部の畠地も農地整備が完了し、本市の農業を支える地域となっています。
- ◇市街地については、農地と宅地など土地利用の混在もみられます。
- ◇国道 325 号、県道植木インター菊池線が地域の東西を通過しています。道の駅メロンドームなど、これら広域幹線道路沿道において、宅地化や商業施設の立地が進んでいます。

◇菊池川支流の鴨川周辺には、七城総合グラウンド、鴨川河畔公園など、大規模公園が多く、4地域の中でも高い整備水準にあります。

◆旭志地域

◇旭志地域は、本市の東部に位置しており、人口は平成27年（2015年）現在で4,562人と最も少なくなっています。

◇農業では畜産が盛んです。専業農家の割合も高く、七城地域と並び、本市の農業の中心となっています。また、工場の立地も近年増加してきています。

◇旭志地域は東側山間部と西側の台地からなっており、東部は阿蘇外輪山の一峰である鞍岳があり、この西麓に扇状に開けた農村地域です。鞍岳一帯の森林は水源涵養保安林となっており、豊かな自然と保健休養機能を活かし、温泉保養施設「四季の里旭志」が立地しています。

◇西部は山麓の茶畠から畠地が広がり、野菜を中心とした農産物栽培が行われています。また、酪農、肥育団地が形成され、西日本有数の畜産地帯となっています。

◇市街地や幹線道路沿道においては、農地と宅地など土地利用の混在がみられます。本地域は都市計画区域の指定がされていませんが、農地転用件数は市全体の10%と、人口シェアと同等で、住宅等への農地転用がみられます。

◇当地域の西側に国道325号が通過し、熊本空港方面を結ぶ重要路線として位置づけられており、「道の駅旭志」など沿道施設の立地が進んでいます。今後商業施設等の立地がさらに進む可能性もあり、沿道農地等との調整など、適切な土地利用誘導が必要とされています。

◇本地域には都市公園はありませんが、四季の里旭志、道の駅旭志などに公園的空間が確保され、また、旭志グラウンドなどの大規模運動施設もみられます。

◆泗水地域

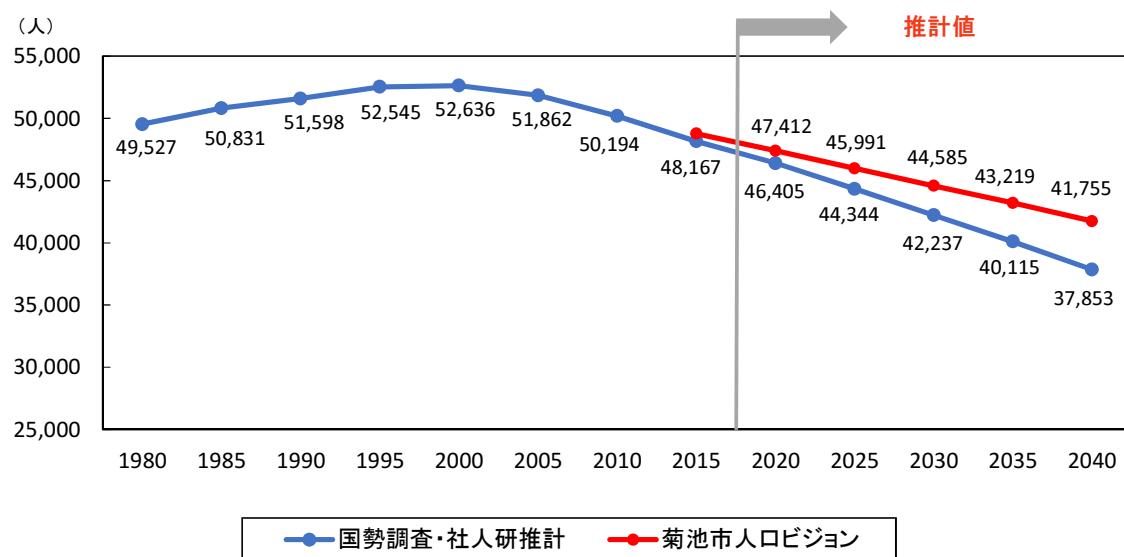
- ◇泗水地域は、本市の南部に位置し、人口は平成 27 年（2015 年）現在で 14,522 人と 2 番目に多くなっています。
- ◇農家人口は比較的少なく、工場集積が多い地域です。
- ◇泗水地域は東西方向に合志川が流れしており、その南北に斜面縁地や台地が広がる地形となっています。本地域の農地は市内でも最も基盤整備が進んでおり、合志川流域の水田、台地上の畠地ともまとまった優良農地となっています。また、酪農は西日本一の生産高を誇っています。
- ◇南北に国道 387 号が走っており、この沿道には、泗水総合支所や商業施設が立地し、地域の中心地を形成しています。
- ◇富の原地区や桜山地区にはまとまった住宅団地が形成されており、市内における人口増加地域となっています。
- ◇国道 387 号は当地域の幹線道路であり、熊本市方面を結ぶ重要路線として位置づけられていますが、上高江付近では道路の混雑がみられ、道路交通容量の拡大が必要とされています。
- ◇本地域には泗水グラウンド、合志川河川公園、孔子公園など大規模な公園施設は比較的多い状況にありますが、1 人当たりでみた場合には少ない状況にあり、身近な公園等の充実が望されます。
- ◇本地域は都市計画区域の指定がされていますが、農地転用件数は高い水準にあり、今後農地等の環境を保全するためにも、土地利用の適正な誘導を図っていくことが必要とされています。

2) 人口

本市の人口は、昭和 55 年（1980 年）頃までは減少が続き約 49,000 人となりました。そこから平成 12 年（2000 年）にかけて約 53,000 人まで再び増加した後、今日に至るまで減少が続いている。

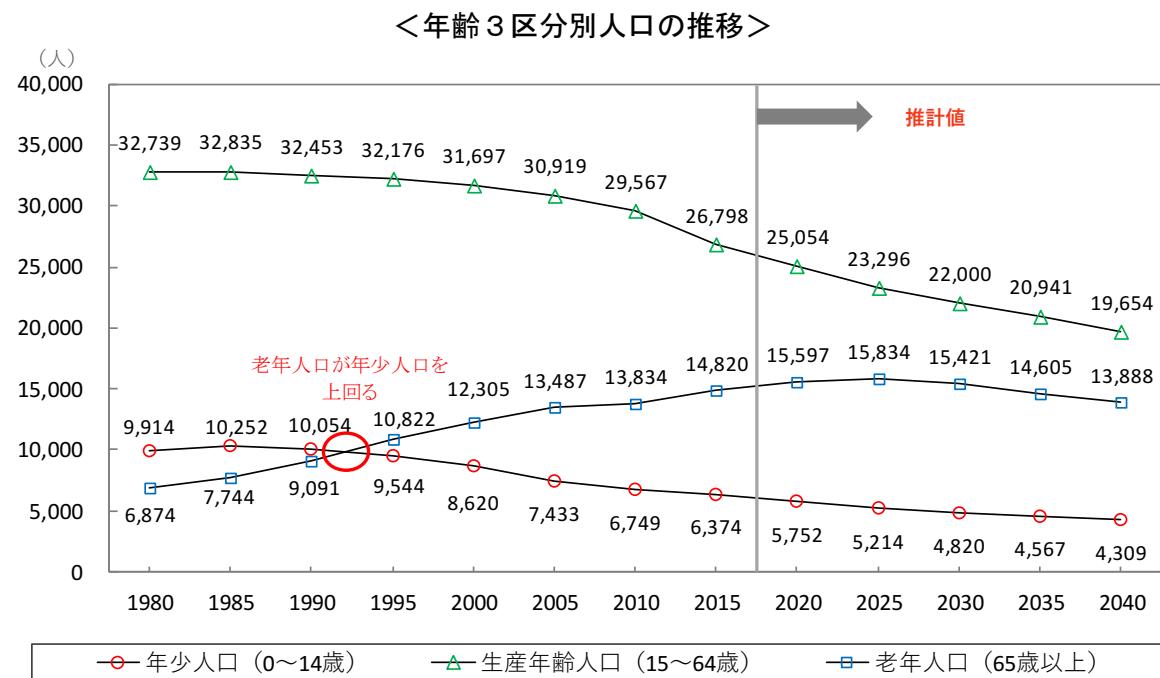
さらに現状の人口動態が今後も続いた場合、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると 2040 年までに人口 37,853 人まで減少するものと見込まれています。

■人口の推移と推計



資料：国勢調査、菊池市人口ビジョン

年齢3区分別の人口の推移についてみると、本市の65歳以上の高齢者数は、平成27年（2015年）で14,820人（高齢化率30.9%）であり、今後、2020年には15,597人（同33.6%）と3人に1人が高齢者となり、その後も上昇し続けると推計されています。

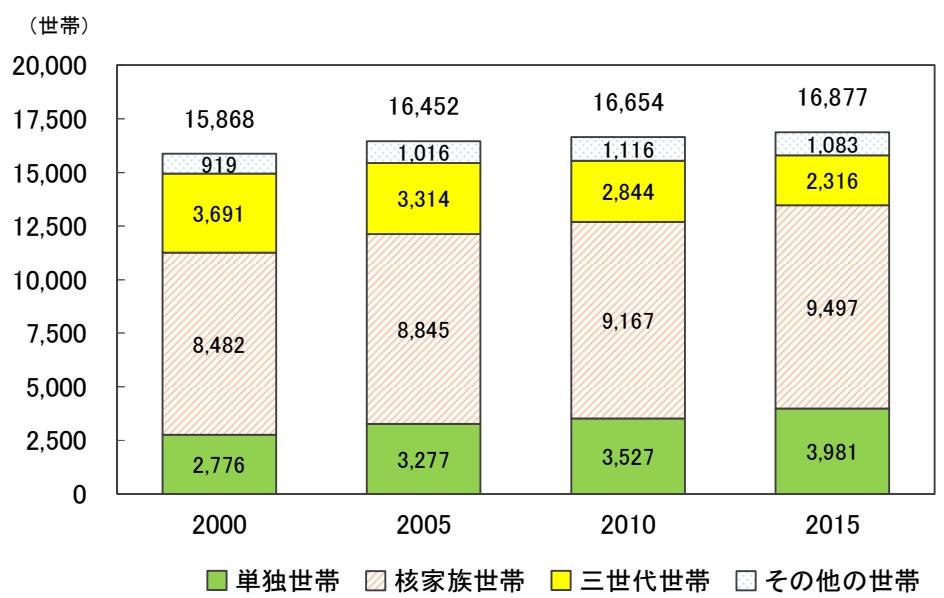


出典:国勢調査、菊池市長期人口ビジョン

3) 世帯

平成 12 年（2000 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて、菊池市の世帯数は微増傾向にありますが、1 世帯あたりの人数は、2000 年の 3.32 人から 2015 年の 2.84 人と減少しており、単独世帯の増加、核家族化の進行がみられます。

■世帯数の推移

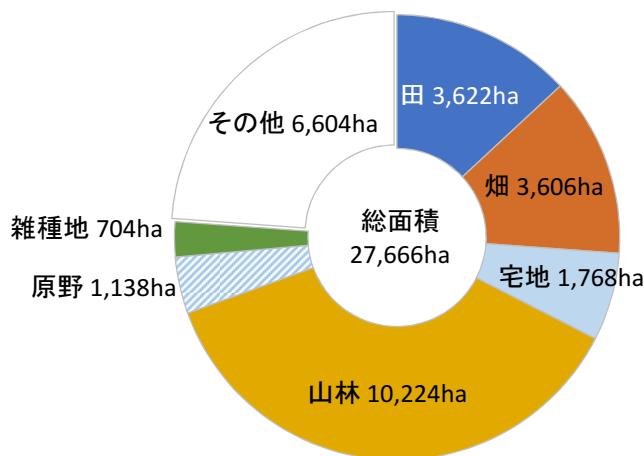


資料・国勢調査

4) 土地利用

菊池市の土地利用の現況についてみると、山林が最も多く、全体の4割弱を占めています。

■地目別土地面積（平成 26 年）

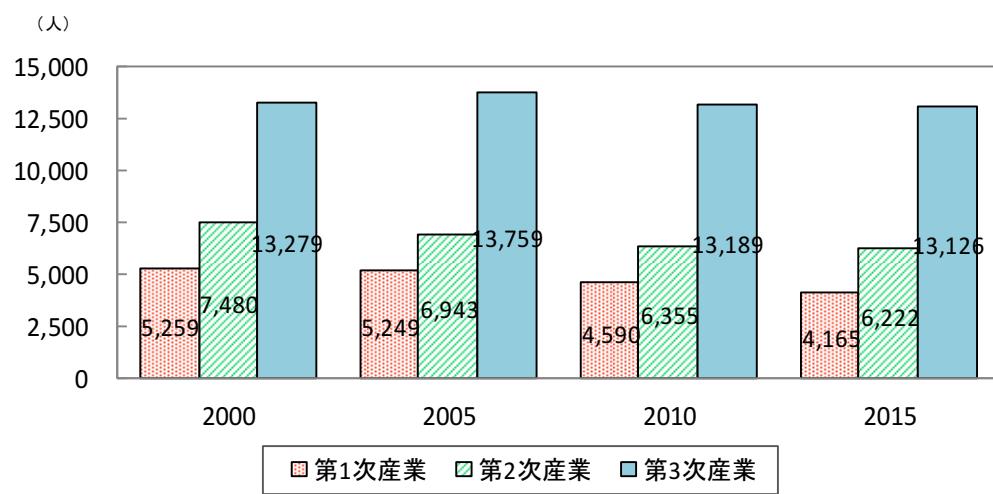


資料:税務課

5) 産業

菊池市の産業別の就業者数についてみると、第 3 次産業が最も多くなっています。経年変化をみると第 1 次産業と第 2 次産業は就業者数が減少しており、第 3 次産業はほぼ横ばいで推移しています。

■産業別就業人口の推移



資料:国勢調査

6) 農業

菊池市内の農業の状況をみると、農家数、耕地面積のいずれも減少傾向にあり、現在の菊池市の人ロ減少、高齢化の状況から、今後も減少が想定されます。

■総農家数と経営耕地総面積の推移

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総農家数（戸）	3,730	3,047	2,800	2,464	2,179
経営耕地総面積（ha）	5,711	5,382	5,140	5,219	4,995

資料：農林業センサス

7) 文化財

菊池市内の文化財の指定状況については以下の通りとなっています。

国指定文化財は「鞠智城跡」、「絹本著色伝菊池能運像」、「紙本墨書菊池神社文書」、「菊池の松囃子」となっています。

■文化財の状況

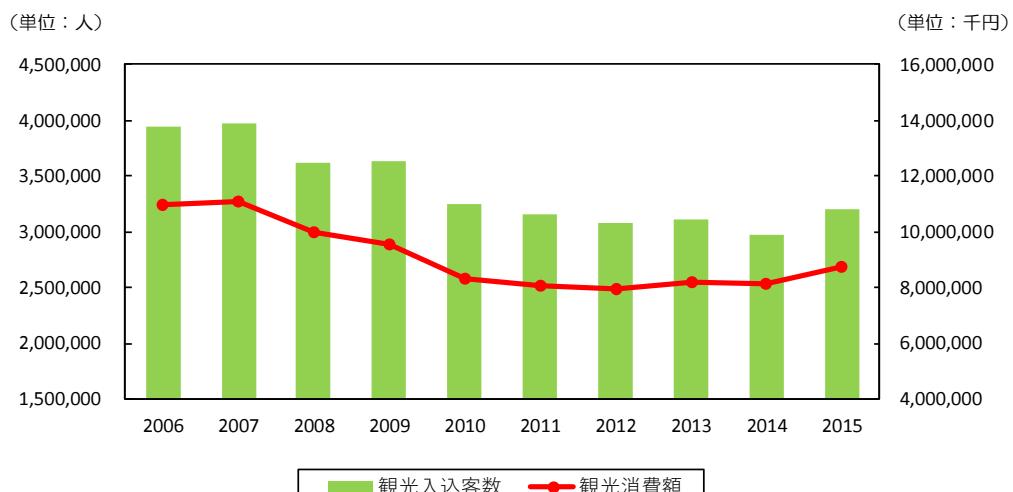
国指定文化財	4 件	県指定文化財	22 件	市指定文化財	120 件
--------	-----	--------	------	--------	-------

資料：生涯学習課

8) 観光

菊池市内における観光入込客数は平成 19 年（2007 年）以降減少が続いたのち、平成 23 年（2011 年）以降はおおむね横ばいとなっています。平成 28 年（2016 年）の熊本地震においては菊池渓谷等も被害を受けており、大きな減少が想定されます。

■観光客数の推移



資料：商工観光課

9) 公共住宅・道路

本市においては、平成 27 年（2015 年）4 月現在、1,230 戸の市営住宅が整備されています。特に葉山地区や音町地区での整備が多くなっています。今後施設の更新が多くなることも考えられるため、住宅需要の動向を見据えて整備していくことが求められます。

また、道路については以下の表のとおり国道や県道が整備されており、その他に市道や農道、林道が整備されています。

■道路の整備状況

区分	実延長	区分	実延長
一般国道 325 号	12.5 km	県道主要地方道	40.7 km
一般国道 387 号	25.3 km	一般県道	106.5 km

資料：土木課

10) 公園

菊池市内には平成 26 年（2014 年）4 月 1 日現在、都市計画公園が 10 か所整備されており、スポーツやレクリエーション、さらに災害時の避難場所などとして機能しています。

■公園の整備状況

公園名	整備数（か所）	面積（ha）
都市計画公園	10	27.02

資料：都市整備課

2. 菊池市の生活環境

1) 河川の水質

■市内の主な河川の水質（BOD値【mg/L】）

観測した河川	類型	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
菊池川(村田橋)	A	0.9	0.5未満	0.7	0.7	0.5未満
迫間川(水次橋)	A	1.0	0.6	0.7	1.2	0.5
合志川(姫井橋)	A	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満

資料：菊池川流域同盟河川水質検査結果

（BODの環境基準）

類型	AA	A	B	C	D	E
BOD値	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下

市内の3地点では、環境基準を達成しています。

資料：環境省告示

2) 動植物

■保護上重要な地域

カテゴリ3 対策必要 対策を講じなければ、群落・ハビタットの状態が徐々に悪化する	
菊池渓谷の自然林	菊池市、阿蘇市
カテゴリ2 破壊の危惧 現在の状態はよいが、日頃から保護・保全の配慮を怠れば、将来破壊される恐れがある	
鞍岳の自然林	菊池市
菊池渓谷 ヤマネなど5種	菊池市、阿蘇市

資料：熊本県の保護上重要な野生動植物リスト

3) 廃棄物処理

■ごみ処理量の推移 (t)

ごみの分類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
焼却処理ごみ	12,307.0	12,381.4	12,466.5	12,553.0	12,774.9
不燃ごみ	598.4	596.1	604.7	653.5	797.4
資源ごみ	646.2	628.1	595.9	656.1	665.6
合計	13,551.6	13,605.6	13,667.1	13,862.6	14,237.9

資料：環境課

■不法投棄廃棄物回収量の推移 (kg)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
17,483	12,010	13,145	17,080	21,426

資料：環境課

本市の廃棄物処理状況は、人口減少にもかかわらず家庭から出るごみの量は増加傾向にあります。現代の使い捨て文化の影響によるものと考えられます。

4) し尿処理量

■菊池市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量 (kℓ)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
し尿	5,222	4,716	4,311	4,080	3,875
浄化槽汚泥	14,054	14,419	14,284	14,003	14,169
合計	19,276	19,135	18,595	18,083	18,044
前年度比	—	99.3%	97.2%	97.2%	99.8%

資料：環境課

5) 公共下水道

■公共下水道の普及率

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
行政区域内人口(人)	51,130	50,625	50,223	49,852	49,455
処理区域内人口(人)	34,838	35,184	35,185	35,209	35,229
普及率	68.14%	69.50%	70.06%	70.63%	71.23%
下水道接続人口(人)	30,712	31,353	31,659	31,834	32,140
水洗化率	88.16%	89.11%	89.98%	90.41%	91.23%

資料：下水道課

注：普及率は、どれくらいの人が公共下水道を利用できる環境になったかを示す指標であり、「処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口 × 100」で表す。

水洗化率は処理区域内人口のうち実際に下水道に接続して汚水を処理している人口の割合であり、「下水道接続人口 ÷ 処理区域内人口 × 100」で表す。

3. 各種調査からみる市の環境

1) 調査の目的

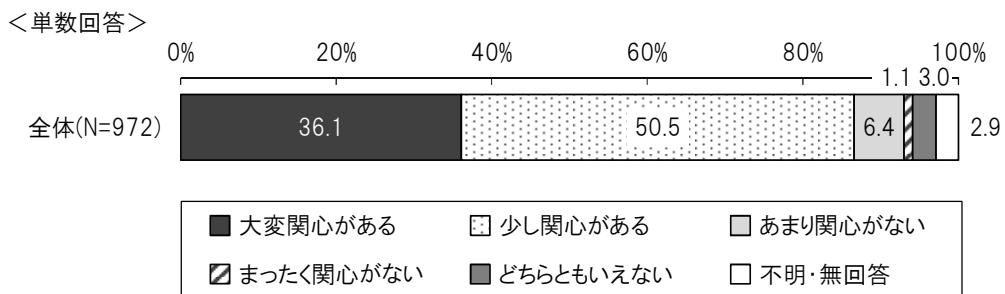
本計画の策定にあたって、菊池市に暮らす住民と事業所の意見や考えを把握し、計画に反映させるために、平成29年（2017年）に市民アンケート及び小中学生アンケート、事業所アンケートを実施しました。

- ・調査地域 : 菊池市全域
- ・調査対象者 : 菊池市在住の16歳以上3,000名を無作為抽出
　　小中学生
　　市内立地の100事業所を無作為抽出
- ・調査期間 : 平成29年9月～10月
- ・調査方法 : 郵送による配布・回収、小中学生は学校を通じて配布・回収

	配布数（A）	回収票数（B）	回収率 $\frac{（B）}{（A）}$
市民	3,000	972	32.4%
小中学生	921	865	93.9%
事業所	100	68	68.0%

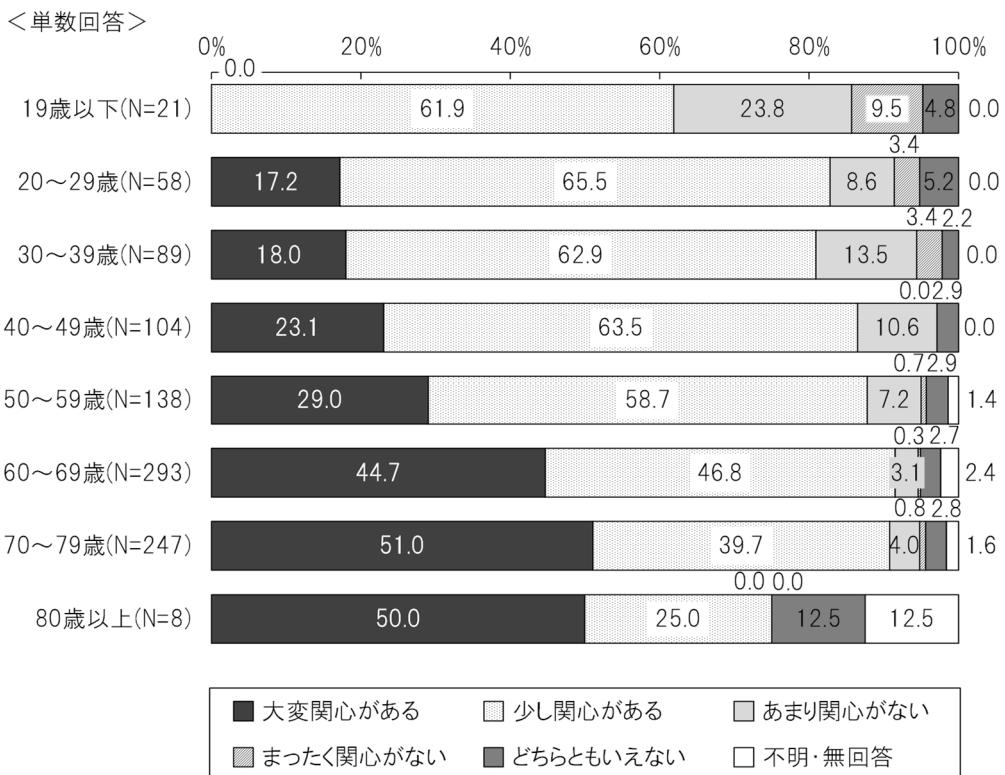
2) 主な調査結果

◇環境問題全般への関心について（市民）



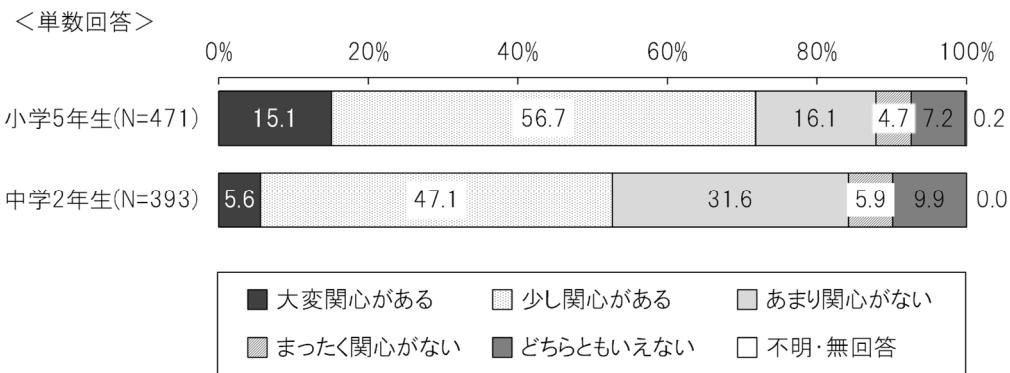
「大変関心がある」と「少し関心がある」をあわせた『関心がある』と回答した人の割合が86.6%とおよそ9割を占めています。

【年齢別グラフ】



年齢別にみると、年齢が高くなるほど「大変関心がある」の割合が高くなる傾向がみられます。

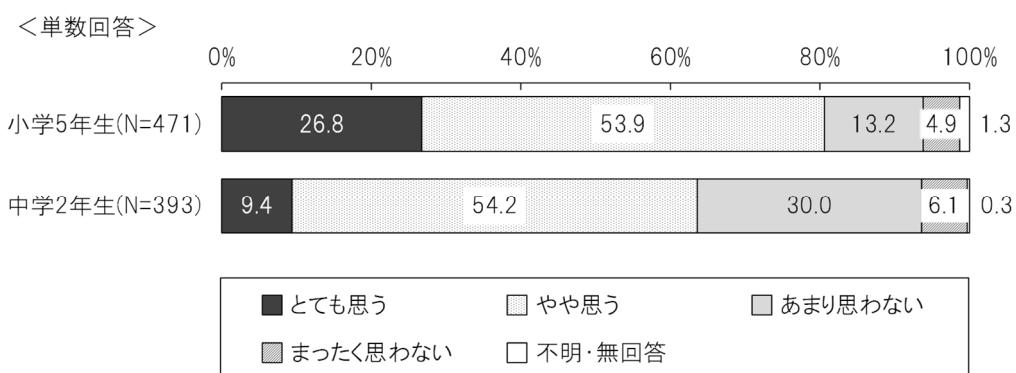
◇環境問題全般への関心について（小中学生）



学年別にみると、いずれも「大変関心がある」と「少し関心がある」をあわせた『関心がある』と回答した人の割合が過半数を占めています。

「あまり関心がない」と回答した人の割合が中学2年生では、小学5年生の2倍近く割合が高くなっています。

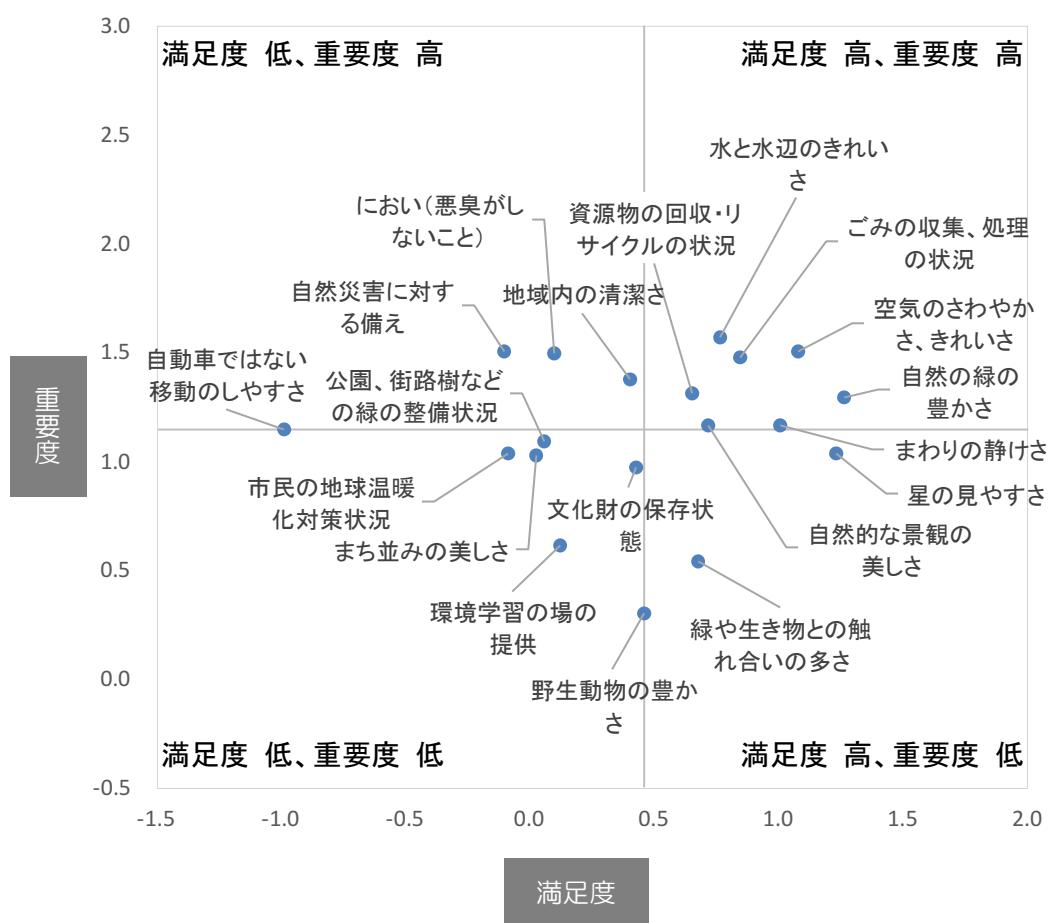
◇環境をもっとよくする方法を勉強したいと思うかについて（小中学生）



学年別にみると、中学2年生では「とても思う」の割合が、小学5年生と比較して17.4 ポイント下がっています。

◇項目別重要度・満足度集計結果

下図は、本市の環境に関する項目別の満足度及び重要度について、回答者の平均値の分布を示したものです。周辺環境に関する19項目について回答者の満足度（「満足」「どちらかといえば満足」「どちらかといえば不満」「不満」「わからない」）と重要度（「重要」「どちらかと言えば重要」「どちらとも言えない」「どちらかと言えば重要ではない」「重要ではない」）を2点、1点、-1点、-2点（「わからない」「どちらとも言えない」は0点）に得点化し、回答者全員の平均値を項目ごとに算出しました。

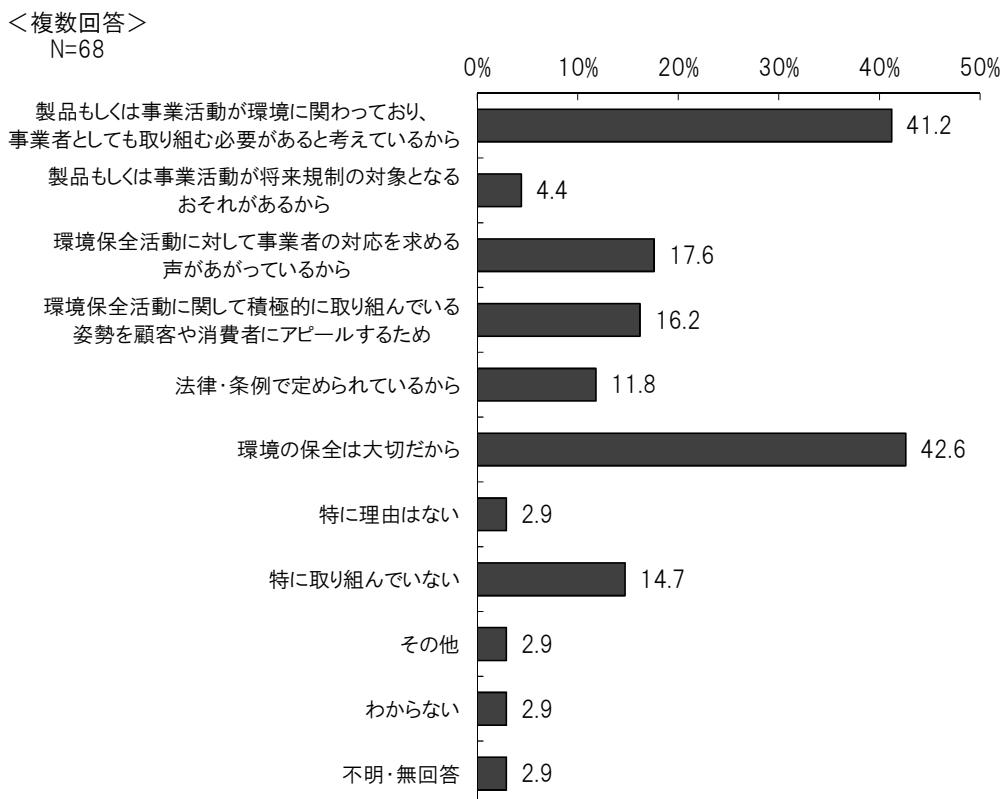


重要度が最も高い項目は「水と水辺のきれいさ」、最も低い項目は「野生動物の豊かさ」、満足度が最も高い項目は「自然の緑の豊かさ」、最も低い項目は「自動車をつかわない形での移動のしやすさ」（図中：自動車ではない移動のしやすさ）となっています。

また、重要度は高いものの満足度が低くなっている、『優先的に取り組むべき項目（グラフの左上の領域にある項目）』は、

「地震や風水害等、自然災害に対する備えについて」（図中：自然災害に対する備え）「におい（悪臭がしないこと）」「地域内の清潔さ」「自動車をつかわない形での移動のしやすさ」（重要度順）となっています。

◇環境保全に取り組む理由（事業所）



「環境の保全は大切だから」が42.6%と最も高く、次いで「製品もしくは事業活動が環境に関わっており、事業者としても取り組む必要があると考えているから」が41.2%、「環境保全活動に対して事業者の対応を求める声があがっているから」が17.6%となっています。

第3章 計画の方向性

1. めざすべき環境像
2. 施策の体系

1. めざすべき環境像

本市は阿蘇山系を源とした菊池川や鞍岳をはじめとする山林などの緑に囲まれた、自然豊かな環境の中に位置しています。また、市名に名を残す菊池一族の歴史と文化が薫るまちでもあります。このような本市の特徴的な環境を守り、育てていくことを引き続き目指すため、第1期計画における環境像を継承し、以下のようにめざすべき環境像を設定します。

水とたわむれ、緑にやすらぎ、
人と自然を育み継承するまち きくち

2. 施策の体系

豊かで快適な環境の保全と創造を目指す以下の施策を推進します。

1 自然共生社会の実現

- (1) 水環境の保全と地域資源としての活用
- (2) 自然環境の保全と生物多様性の保全

2 安全で快適な生活環境の実現

- (1) 地球環境の保全
- (2) 公害対策の推進
- (3) 生活環境の向上

3 環境保全行動への参画促進

- (1) 環境教育・啓発の推進

4 低炭素社会の実現

- (1) 温室効果ガス排出量の削減
- (2) エネルギーの有効活用

5 循環型社会の実現

- (1) 資源の有効活用と廃棄物の削減
- (2) 廃棄物の適切な処理

第4章 具体的な取り組み

基本目標 1 自然共生社会の実現

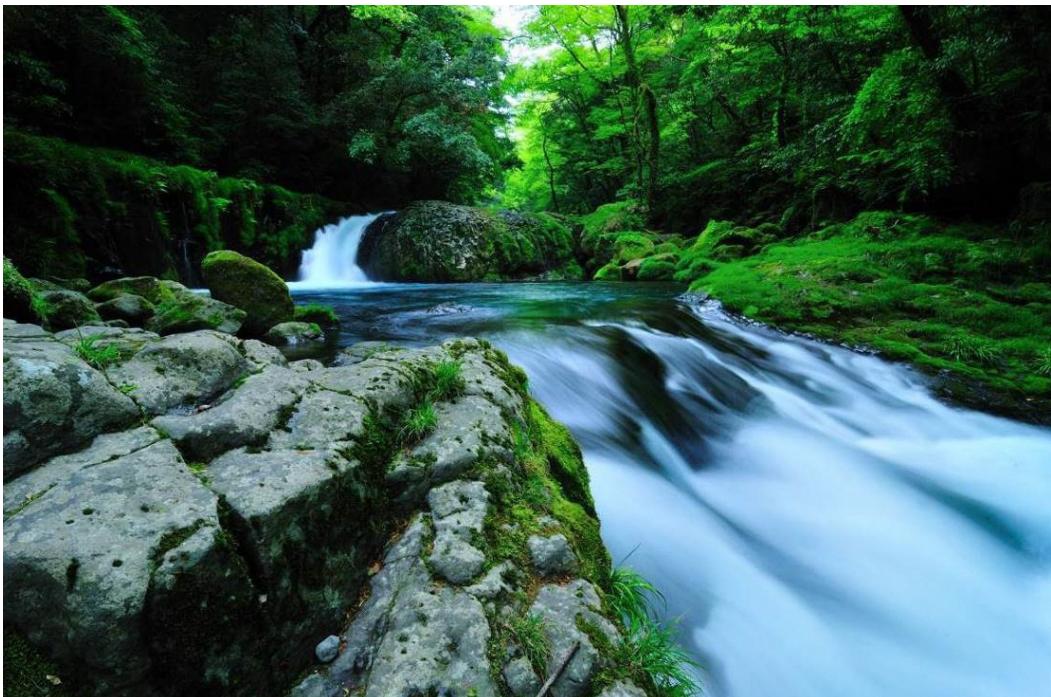
基本目標 2 安全で快適な生活環境の実現

基本目標 3 環境保全行動への参画促進

基本目標 4 低炭素社会の実現

基本目標 5 循環型社会の実現

基本目標1 自然共生社会の実現



菊池渓谷

施策1 水環境の保全と地域資源としての活用

我が国では、工場・家庭からの排水や廃棄物などによる水資源の汚染が続いてきましたが、様々な主体による取り組みや各種規制により水環境は大きく改善してきています。しかし、一方で世界的にみると、人口の増加やそれに伴う経済活動の活発化、そして地球環境の変化などから、水資源の不足が問題となっており、今後我が国においても安定的な水資源の確保が課題になると考えられます。

●●●現状

菊池市には、県北最大級の一級河川である菊池川をはじめ、合志川、竜門ダム、湯舟のため池、菊池温泉など、水にまつわる素晴らしい地域資源が数多くあります。これらの資源を将来世代にまで残していくため、また、資源をよりよく活用できるよう、水環境の保全・美化が求められます。

《市民アンケートから》

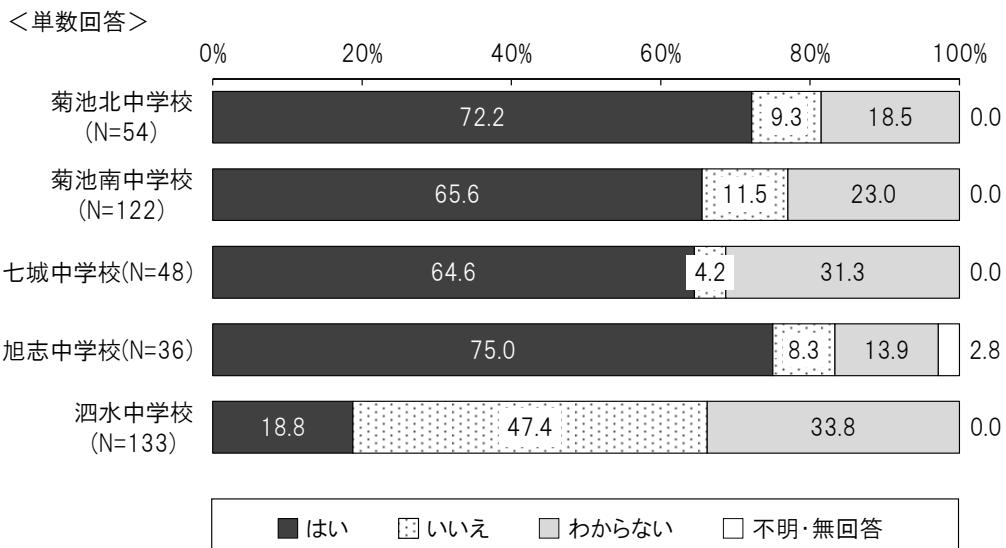
周辺環境項目（上位5項目）	重要度
水と水辺のきれいさ	1.57
地震や風水害等、自然災害に対する備えについて	1.51
空気のさわやかさ、きれいさ	1.50
におい（悪臭がしないこと）	1.49
ごみの収集、処理の状況	1.48

※点数の算出方法は 24 ページを参照

市民アンケート結果をみると、住まいの周辺の環境における重要度においては、「水と水辺のきれいさ」が最も高くなっています。菊池の水に対する市民の想いの大きさが表れていると考えられます。

《小中学生アンケートから》

【中学校区別満足度 家の周りや通学路、学校など、身の回りの環境について「川や池の水がきれい」】



小中学生アンケートからは、大半の地域で川や池の水がきれいと思う人の割合が多くなっていますが、今後も水環境の保全に努めることが求められます。

●●●取り組みの方針

- ▶ 菊池の宝である水資源を大切に守っていくために、水質の保全に取り組みます。
- ▶ 市民が水に親しめるよう水辺環境の充実を進めます。
- ▶ 農業や観光分野などにおいて、様々な形で地域資源として利活用している本市の豊富な水資源を、将来にわたって保全します。

●●●取り組み内容

①水質保全の推進

生活排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none">■生活排水の適切な処理のため、下水道や浄化槽の利用を促進します。■汚水処理施設の適正な維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。
産業排水対策の推進	<ul style="list-style-type: none">■公害の未然防止のため、関係機関との連携を保ちながら監視調査体制の強化に努めます。■産業廃棄物処理施設・一般廃棄物最終処分場周辺河川及び地下水等の水質調査を継続して実施します。
地下水の保全	<ul style="list-style-type: none">■地下水質の現状を把握するため、市内の定点における地下水質検査を継続して実施し、その結果をホームページ等で公表します。■地下水質悪化の原因確認及びその対策を実施します。■適切な施肥管理、減農薬等、河川や地下水への負荷を低減させるように関係機関と協力して普及・啓発を行います。■過剰な地下水のくみ上げをしないよう啓発します。■森林の水源涵養機能の維持向上のため、菊池市森林整備計画に基づき適正な促育・間伐を推進します。■地下水の保全・涵養を目的として、雨水浸透枠及び雨水タンクの設置補助制度を推進します。■歩道の舗装に透水性舗装を採用したり、側溝に浸透性の高い集水枠を設置するなど、道路整備における地下水保全の取り組みについて検討します。■大規模開発や造成工事では、地下水の保全や雨水の浸透などの観点から、菊池市環境基本条例に基づき、事業者に対し指導を行います。■家畜排せつ物の過剰な土壤還元防止の一環として、家畜排せつ物を用いたバイオガス発電の導入を進めます。

➤ 主体別環境配慮指針

市民	■生ごみのない肥化や廃油回収等による水質保全に努めます。 ■下水道や合併浄化槽を利用するよう努めます。 ■家庭での節水に努めます。 ■住宅に雨水浸透枠や雨水タンクを設置することにより、地下水の保全・涵養に努めます。
事業者	■水質汚濁防止法に基づき、事業により生じる排水を適正に処理し、水質保全に努めます。 ■家畜排せつ物法に基づき、家畜の排せつ物を適正に処理し、水質保全に努めます。

②水辺環境の充実

自然環境に配慮した河川整備	■水辺の植物や魚などの生物にも考慮した多自然型河川の整備を推進します。 ■外来生物の持ち込み防止の啓発を行います。
河川環境の保護	■地域の景観と一体化した水辺空間の創設を推進します。 ■河川敷にひまわり、コスモスなどを植えるとともに、ホタルなどが生息できる河川の環境美化を推進します。 ■河川沿いを草刈り等で適正に管理し、ごみの不法投棄を抑制します。

➤ 主体別環境配慮指針

市民	■河川や河原へのごみの不法投棄をしないようにします。 ■河川や河原の一斉清掃に参加します。
事業者	■河川や河原の一斉清掃に参加します。

③地域資源としての水資源の保全

水環境の保全

■限りある水資源の適切な利用を啓発します。

▶▶ 主体別環境配慮指針

市民	■水資源の利用においては適切な利用を心がけ、水資源の保全に努めます。
事業者	■事業活動における水資源の利用においては、水資源の枯渇を招くことのないよう、適切な利用に努めます。

施策2 自然環境の保全と生物多様性の保全

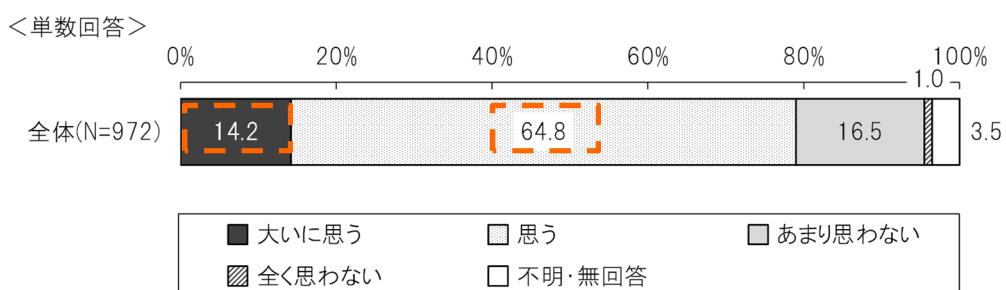
我々の身の回りにある生態系は微妙なバランスの上に成り立っているため、様々な環境の変化により影響を受けてしまいます。例えば、人の手が入ることによって形成される二次的な生態系をもつ農地や里山においては、近年の人口減少や少子高齢化による管理不足が進んでおり、こうした環境に生息していた生物の個体数の減少が危惧されています。

●●●現状

本市は市域の大半を森林が占めており、そこではヤマネなどの希少な生物も生息しています。一方、平野部においても農地や川辺、公園など身近な地域においても様々な生物が生息しており、このような生態系を将来にわたって保全していくため、自然環境の保全を推進していくことが重要です。

《市民アンケートから》

【菊池市の自然や生き物は豊かだと思うか】



「大いに思う」と「思う」を合わせて 79.0%と大半の人が本市の自然や生き物は豊かだと思っています。

《小中学生アンケートから》

【菊池市内であなたが将来に残したい自然(上位 10 項目)】

単位：件

・森林 (249)	・川 (208)
・縁がいっぱいの自然 (176)	・菊池渓谷 (132)
・きれいな水 (69)	・山 (44)
・生き物 (41)	・鞍岳 (40)
・きれいな空気 (37)	・菊池川 (35)

小中学生アンケートにおいては、将来残したい自然として、「森林」「縁がいっぱいの自然」などが多く挙げられていました。

●●●取り組みの方針

- ▶ 将来にわたって本市の豊かな自然環境が維持されるよう、森林や農地の保全、また、動植物の生育・生息環境の保全に努めます。
- ▶ 生物多様性の確保のため、希少な野生生物のみならず身近な生物について保護に努めます。
- ▶ 自然環境の保全を進めつつも、地域の経済活動に深刻な被害を与える野生鳥獣に対しては、その被害を抑える取り組みを進めます。

●●●取り組み内容

①自然環境の保全

森林環境の保全	■森林環境に影響を及ぼす恐れのある開発行為が計画される場合は、開発事業者に対し、菊池市環境基本条例に基づき、関係住民の同意取得や環境影響に対する配慮をするよう指導します。 ■林業者に対し森林経営計画の策定を促し、計画的な管理及び整備を推進し、森林の持つ公益的機能の保全を図ります。 ■新設される（仮称）森林環境譲与税の活用に向けた推進体制づくりを推進します。 ■自然に配慮した治山・治水事業を推進します。
農地環境の保全	■農業や農村の持つ多面的機能の維持と増進を図るため、地域ぐるみの農地保全や水路、農道等農業用施設の維持管理活動を支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> ■本市独自の新規農業就業奨励金など、新規就農者等が早期の経営安定を図れるよう支援します。 ■肥料や農薬の低減、有機農業の取り組み、また循環型農業※など、環境に配慮した農産物づくりを推進します。 <p>※循環型農業：家畜の堆肥を肥料として農産物を作り、そのわらや残渣が家畜のえさとなり、ふんが堆肥となるというように、有機資源を循環しながら農産物を生産すること。</p>
--	--

➤ 主体別環境配慮指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ■所有する雑木林の下草刈りをするなど適切に管理し、豊かな自然の保全に努めます。 ■地元産の木材や食材等を利用するよう心がけ、森林や農地の環境が適切に保全されるよう協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■事業活動を始める際には、周辺の自然環境への影響を考慮し、必要以上の開発を行わないようにします。

②生物多様性の保全

身近な生き物の保護	<ul style="list-style-type: none"> ■ゲンジボタル・ヒメボタルの生息地の保護を推進します。 ■むやみに動植物の採取をしないよう啓発します。
希少な野生生物の保護	<ul style="list-style-type: none"> ■希少な野生動植物の違法な採取をしないよう啓発します。 ■生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の持ち込みや放流をしないよう、啓発します。
動植物の生育・生息環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■市内の生態系や生物の生息域の把握に努め、将来にわたって保全できるよう取り組みます。

➤ 主体別環境配慮指針

市民	<ul style="list-style-type: none"> ■希少生物の保護に取り組みます。 ■動植物を育てる際は、外来種であるかどうか把握した上で、外来動植物の場合は、野生化しないよう自らの責任で最後まできちんと管理します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■開発行為の際には、周辺の生態系への影響を考慮し、必要以上の開発を行わないようにします。

③鳥獣害対策の推進

鳥獣害対策の推進

- シカ、イノシシ、カラスなどの有害鳥獣による農林作物被害の低減を図るため、有害鳥獣捕獲による個体数の調整や侵入防止施設の整備に対する支援を行います。

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

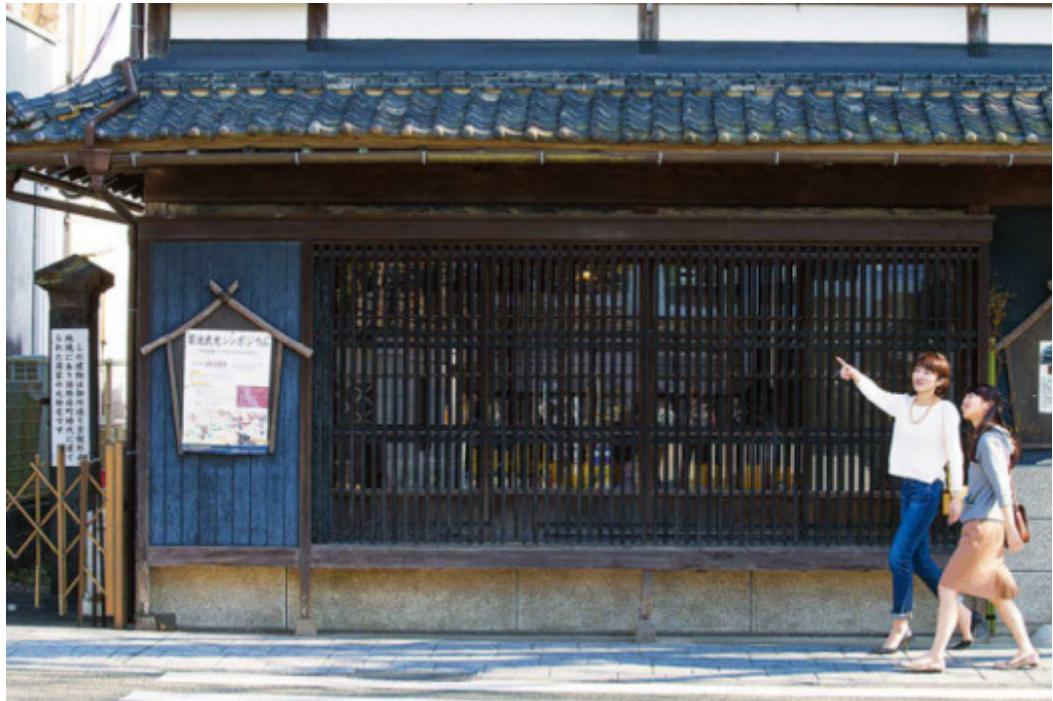
市民

- 身近な自然環境である里山の手入れを行い、野生動物が人里まで下りてこないように努めます。

事業者

- 農林業者においては、行政と連携し、農地等への侵入防止柵の設置など鳥獣害対策を実施します。

基本目標2 安全で快適な生活環境の実現



御所通り

施策1 地球環境の保全

近年、地球温暖化や、PM2.5、光化学スモッグなどの越境大気汚染、有害化学物質による海洋汚染など、地球規模での環境汚染が問題となっています。汚染源とならないようになるとともに、汚染のもとへの直接的な対処が難しいケースもあるため、対症療法的な対応も必要です。

●●●現状

《市民アンケートから》

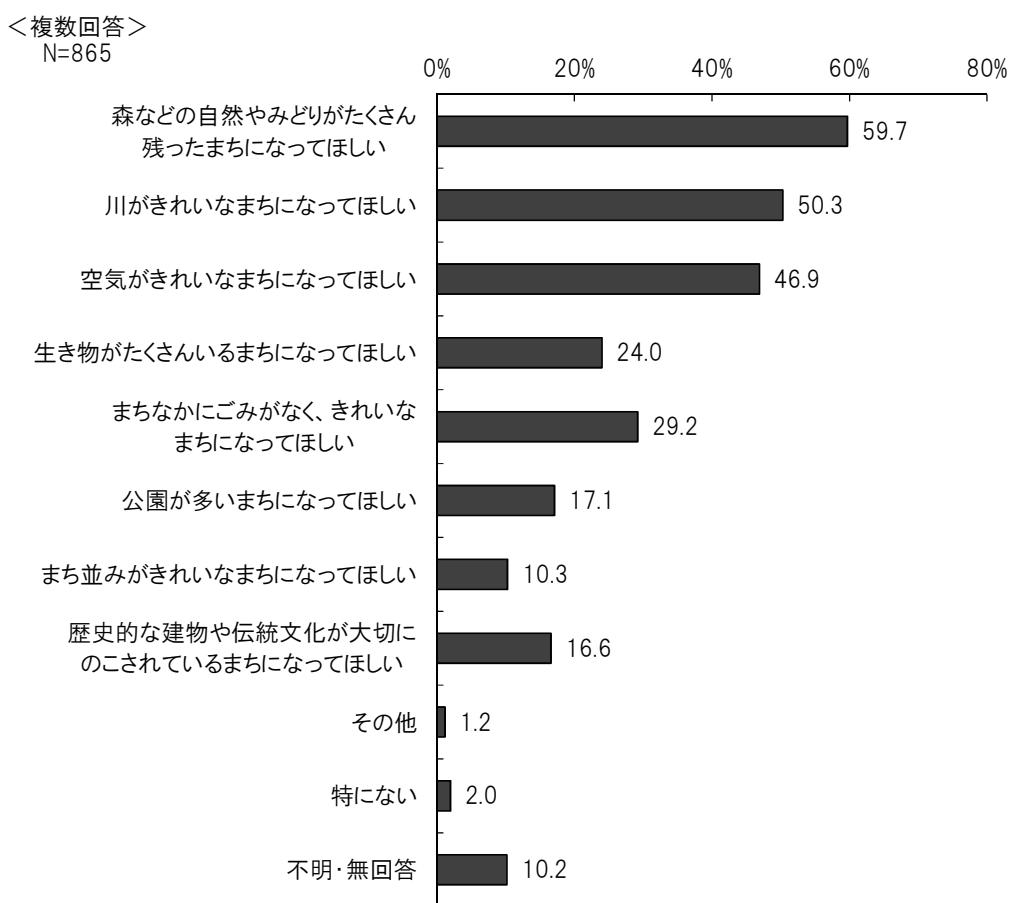
周辺環境項目（下位5項目）	満足度
自動車をつかわない形での移動のしやすさ	-0.99
地震や風水害等、自然災害に対する備えについて	-0.10
市民の地球温暖化対策の取り組み状況	-0.09
まち並みの美しさ	0.02
公園、街路樹、生垣、屋敷林などの緑の整備状況	0.06

※点数の算出方法は24ページを参照

市民アンケート結果をみると、住まいの周辺の環境における満足度においては、「市民の地球温暖化対策の取り組み状況」が比較的低くなっている、市民全体での地球温暖化対策への取り組みが不十分だと考えている人が多くなっていると考えられます。

《小中学生アンケートから》

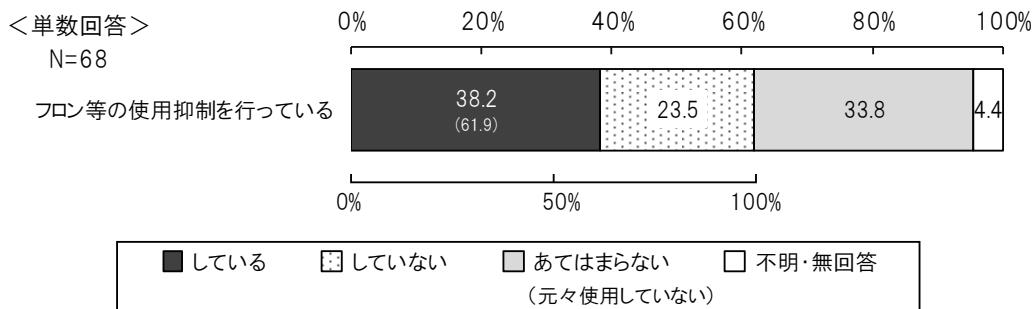
【これからどのようなまちになってほしいと思うか】



「森などの自然やみどりがたくさん残ったまちになってほしい」「川がきれいなまちになってほしい」「空気がきれいなまちになってほしい」が特に高い割合となっており、空気のきれいさを重視する割合も高くなっています。

«事業所アンケートから»

【よりよい環境づくりのために行っていること(公害および地球環境問題への対応について)】



フロン等の使用抑制については、フロン等を取り扱っていると回答した事業所のうち、およそ6割が抑制していると回答していますが、すべての事業所がフロン等の使用について抑制するよう啓発等を推進することが必要です。

●●●取り組みの方針

- ▶ 快適な生活環境を確保するため、大気汚染や化学物質汚染、地球温暖化への対応を進めます。

●●●取り組み内容

①大気汚染対策の推進

大気汚染対策の推進	■事業所や工場からの排煙については、大気汚染防止法の遵守が徹底されるよう、県等と連携して監視に努めます。
越境大気汚染への対応	■県等と連携し、大気汚染物質の継続的な測定を行います。 ■菊池地域で PM2.5 や光化学スモッグが基準値を超えた状態となった場合は、速やかに市民に対し防災無線での放送など注意喚起を行います。

▷▷ 主体別環境配慮指針

市民	■大気汚染につながるごみの違法焼却をしないようにします。
事業者	■大気汚染防止法を遵守し、事業活動による排煙等を適切に管理します。 ■フロン等の使用抑制に努めるとともに、代替フロンについても地球環境への影響の小さいものの使用に努めます。

②地球温暖化への対応

温室効果ガス削減への取り組み

- 家畜排せつ物を用いたバイオガス発電の導入を進めるなど、再生可能エネルギーへの取り組みを推進し、化石燃料からの転換を図り、温室効果ガスの削減に取り組みます。
- 菊池市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）に基づき、公共施設において使用する電気や燃料の削減に取り組みます。

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

市民

- 家庭でできる省エネルギー活動を実践するよう努めます。
- 太陽光発電の設備導入に努めます。

事業者

- 省エネルギー活動を徹底するよう努めます。
- 太陽光など再生可能エネルギーの設備導入に努めます。

施策2 公害対策の推進

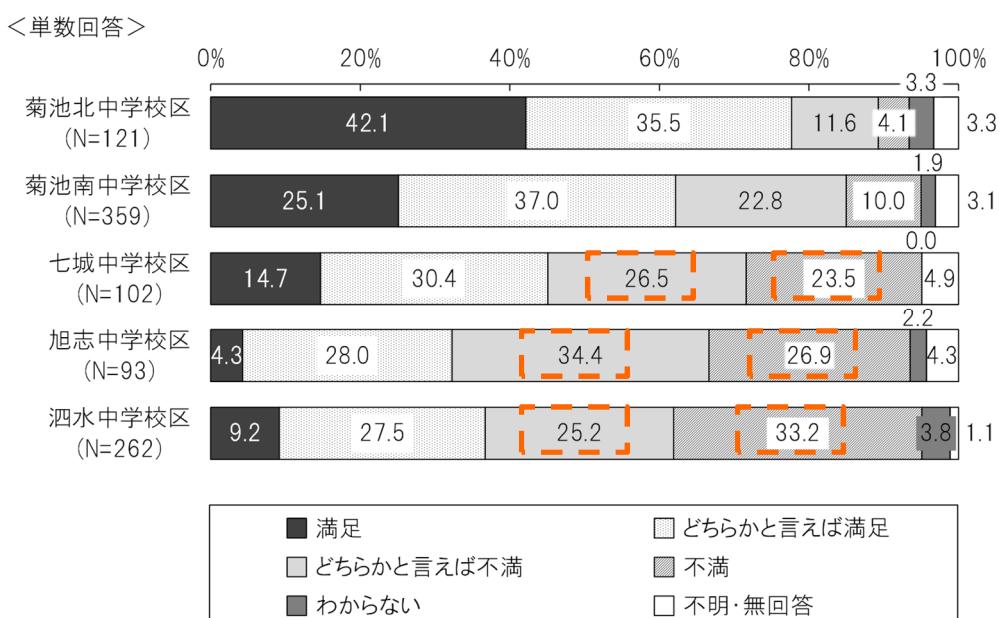
わが国では1950年代から60年代にかけて重大な環境汚染とそれに伴う公害病が発生しました。多くの人の健康に深刻な影響を与えた公害は、現在まで大きく改善しており、重篤な健康被害をもたらすものは少なくなっています。しかし、快適な生活環境を脅かす公害は依然となってはいません。

●●●現状

市民アンケートの自由記述回答においても、悪臭を中心に公害に関する苦情の意見があがっています。本市内における安全で快適な生活環境を確保するため、関係機関と連携し、発生源への対応を推進することが必要です。

《市民アンケートから》

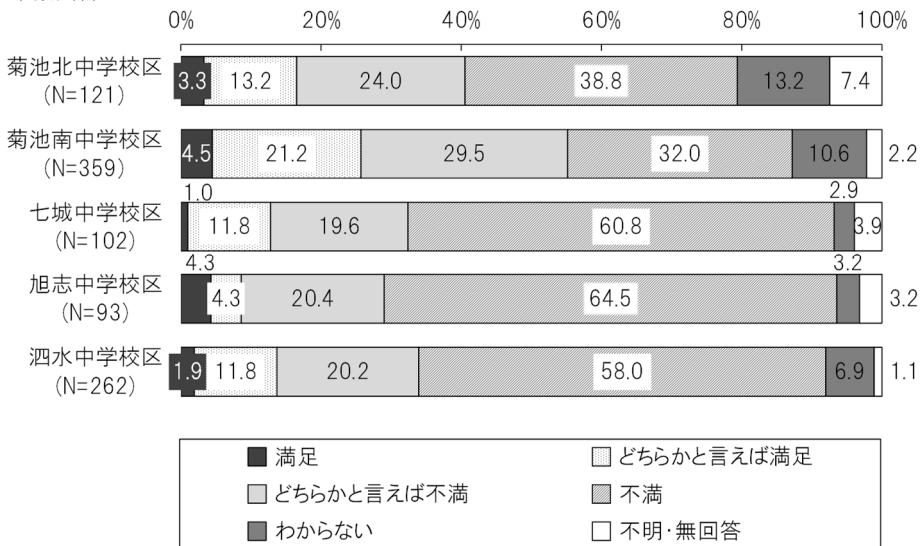
【中学校区別満足度 家の周りや通学路、学校など、身の回りの環境について「悪臭がしないこと】



中学校区別にみると、七城中学校区、旭志中学校区、泗水中学校区では「不満」、「どちらかと言えば不満」の割合が高く、およそ6割の人が少なからず悪臭を感じていることがわかります。

**【中学校区別満足度 家の周りや通学路、学校など、身の回りの環境について
「自動車をつかわない形での移動のしやすさ】**

<単数回答>



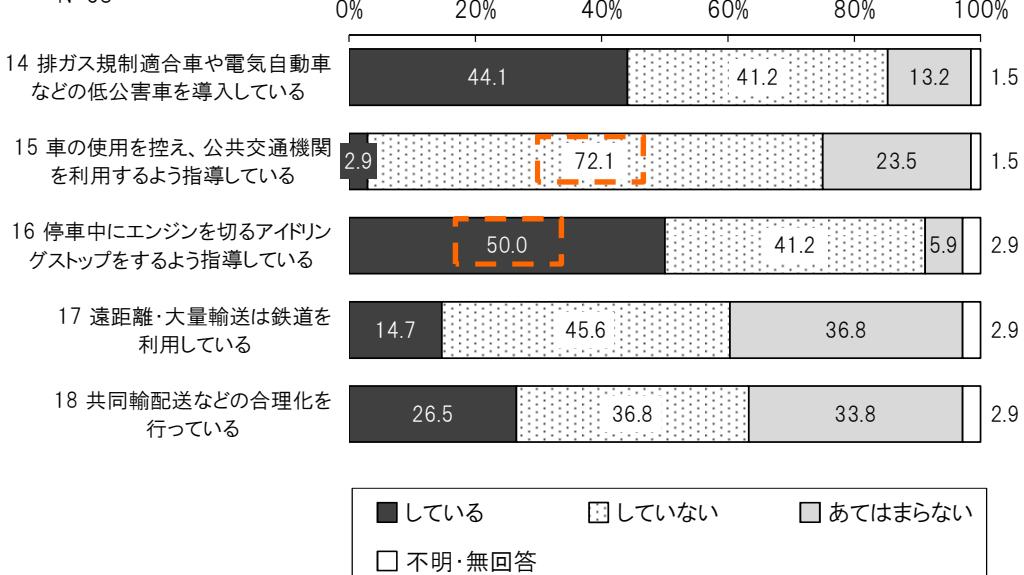
「自動車をつかわない形での移動のしやすさ」の満足度については、いずれの中学校区においても「不満」の割合が高く、公共交通の整備状況が不十分であると考えられていると言えます。

《事業所アンケートから》

【よりよい環境づくりのために行っていること(自動車交通について)】

<単数回答>

N=68



アイドリングストップや低公害車の導入では「している」事業所の割合が高くなっていますが、公共交通機関の利用や共同輸配送については「していない」事業所の割合が高くなっています。

●●●取り組みの方針

- ▶ 綺麗な地下水を維持するとともに、農作物への悪影響を防ぐため、土壤汚染等の対策を推進します。
- ▶ 快適な生活環境のため、悪臭や騒音、交通公害※等への対策を推進します。

※交通公害：道路交通法第2条第1項第23号に定める、道路の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

●●●取り組み内容

①土壤汚染・地盤沈下対策の推進

土壤汚染対策の推進	■農薬や堆肥の適正使用を推進します。
地盤沈下対策の推進	■過剰な地下水のくみ上げをしないよう啓発します。

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

事業者	■農薬及び堆肥の適正使用に留意します。
	■有害物質を使用する工場・事業場は、土壤汚染を引き起こさないよう適正に管理します。
	■事業活動に伴う地下水のくみ上げについては、熊本県地下水保全条例の趣旨に基づき適正に行います。

②悪臭対策の推進

悪臭対策の推進	<ul style="list-style-type: none">■臭気問題が発生した場合には、関係機関と協力して事業所等への臭気対策指導を行います。■ごみの違法焼却防止のため、啓発活動を行います。■悪臭の発生を防ぐためにも、ごみの不法投棄防止と連携した取り組みを行います。
---------	--

» 主体別環境配慮指針 »

市民	<ul style="list-style-type: none">■家庭でごみの焼却をしないようにします。■悪臭を発生させないようごみを適切に処理します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">■家畜ふん尿を肥料として農地へ散布した後は速やかに耕耘し、作付けするなど、事業活動において悪臭を発生させることがないように努めます。■簡易焼却炉による廃棄物の処理を行いません。

③騒音・振動対策の推進

騒音・振動対策の推進	<ul style="list-style-type: none">■環境基本法に基づく自動車騒音常時監視業務を遂行し、交通騒音が発生する地点においては、防音壁、街路樹等を導入することにより騒音対策を進めます。■公共工事では、低騒音・低振動型工法等を採用し、騒音・振動対策を推進します。
------------	--

» 主体別環境配慮指針 »

市民	<ul style="list-style-type: none">■ペットの鳴き声や楽器・オーディオ類による音が、近隣住民の迷惑とならないよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">■住宅地に近い工場や事業所では、事業活動における騒音や振動を軽減するよう努めます。

④交通公害対策の推進

交通量の削減	■「べんりカー」や「あいのりタクシー」などの地域の実情に応じた交通体系の充実を図ります。
排気ガスへの対応	<ul style="list-style-type: none">■公用車を更新する際は、低公害車の導入に努めます。■アイドリングストップの実施や急発進・急加速を控えるなどのエコドライブの普及・啓発を行います。■幹線道路の沿道の緑化を推進します。

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

市民	<ul style="list-style-type: none">■なるべく公共交通機関を利用するよう努めます。■自家用車を購入する際は低公害車を選択するよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">■業務で移動の際は公共交通機関を利用するよう努めます。■低公害車の使用に努めます。

施策3 生活環境の向上

人口減少・少子高齢化が進む中で、人手不足などから、手入れが十分に行き届かなくなつた農地や畦道、川辺、空き地、空き家、史跡などが増加し、景観を損ねたり、歴史的な財産が喪失の危険にさらされたりする状況が全国で生じています。

また、全国的に大規模な災害が頻発する中で、災害に強いまちづくりにおいて、環境面からのアプローチも求められています。

●●●現状

本市は素晴らしい自然に恵まれた地域であり、“自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく安心・安全の『癒しの里』きくち”（第2次菊池市総合計画より）というスローガンのもと、まちづくりを進めています。しかしながら、人口減少・少子高齢化や地域のつながりの希薄化等による影響から、耕作放棄地や未間伐林の増加、歴史的な遺産の風化が懸念されるため、市民だけでなく、本市を訪れた人も癒すことができるよう、自然を守り、活かすことが求められます。

平成28年（2016年）に熊本地震が発生し、本市においても重軽傷者が出るなど、大きな被害を受けました。また、これまで台風や豪雨、土砂崩れなどの災害も発生しており、その対策が求められています。森林や農地等がもつ多面的機能は防災の面でも有効であり、これらの整備を進めることが必要です。

《市民アンケートから》

周辺環境項目（取り組み優先項目）	満足度	重要度
地震や風水害等、自然災害に対する備えについて	-0.10	1.51
におい（悪臭がしないこと）	0.10	1.49
地域内の清潔さ	0.40	1.38
自動車をつかわない形での移動のしやすさ	-0.99	1.14

※点数の算出方法は24ページを参照

市民アンケートによれば、住まいの周辺の環境において、重要だと考えられているが、満足度が高くない項目として、自然災害に対する備えがあがっており、防災については、取り組みの充実が特に重要です。

《市民アンケートから》

周辺環境項目（満足度が0.5以下）	満足度
史跡や遺跡、神社、寺などの文化財の保存状態	0.43
地域内の清潔さ	0.40
環境学習の場の提供	0.12
におい（悪臭がしないこと）	0.10
公園、街路樹、生垣、屋敷林などの緑の整備状況	0.06
まち並みの美しさ	0.02
市民の地球温暖化対策の取り組み状況	-0.09
地震や風水害等、自然災害に対する備えについて	-0.10
自動車をつかわない形での移動のしやすさ	-0.99

※点数の算出方法は24ページを参照

市民アンケート結果をみると、住まいの周辺の環境における満足度においては、「文化財の保存状態」「緑の整備状況」「まち並みの美しさ」などで満足度が平均以下となっているため、これらの項目について改善を図る取り組みが必要です。

●●●取り組みの方針

- ▶ 菊池市に住んでいる人も菊池市に訪れる人も満足できる、良好な景観や自然による癒し、歴史的な環境の整備を推進します。
- ▶ 自然環境の整備により、災害に強いまちづくりを進めます。

●●●取り組み内容

①良好な景観の保全・形成

自然景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none">■景観形成の方針や基準などを定めた景観計画に基づき、美しい自然景観の保全と活用に取り組みます。■河川や渓谷、温泉など豊富な地域資源を活かした景観づくりを促進します。■河川、森林などの自然景観の保全を進めます。■耕作放棄地についても景観の損失につながるため、担い手の増加や有効な活用などが推進されるように、関係機関と連携して取り組みます。■清掃活動を実施されるボランティア団体等について、広報などで取り組みを周知するなど支援を行います。
まち並み景観の保全・形成	<ul style="list-style-type: none">■ガーデニングコンテストや寄せ植え講習会などを開催し、まちなかに花と緑のある美しい景観のまちづくりに取り組みます。■街灯、ごみ箱、ベンチなどの設置を、必要に応じて行っています。■宅地、事務所等の整備については計画的な配置を行い、地域景観との調和を図ります。■サイン計画の策定などにより統一感のある案内表示への更新を図ります。■県の景観アドバイザー派遣制度※の活用を図ります。 <p>※景観アドバイザー派遣制度：市町村の景観行政に関する取り組みや県民の景観形成活動に関して専門的アドバイスが必要であるとき、景観形成に関して専門的知識、経験を持つアドバイザーを県が派遣する制度。</p>

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

市民	<ul style="list-style-type: none">■地域の清掃活動、緑化活動に積極的に取り組みます。■生垣や宅地の庭先の手入れを行うとともに、ガーデニングコンテストにも積極的に取り組みます。■市内の様々な特徴ある自然や歴史的資源について学びます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">■事業所や工場の周辺の清掃に取り組みます。■事業の実施によって景観を損なわないように努めます。■建物の建設や増築、屋外広告の設置などの際は、熊本県景観条例等の規定を遵守し、景観の保全に配慮します。

②緑で癒すまちづくり

公園・緑地等の整備	<ul style="list-style-type: none">■河川堤防や道路沿いへの桜の植樹などを行う、菊池桜千年プロジェクトにより日本一の桜の里づくりを推進します。■自然景観を活かしながら、地域の賑わいや交流の生まれる場として、公園の整備や維持管理に努めます。■市民による自主管理を促進するなど、地域に愛される公園、緑地づくりを推進します。■公園の利用者が快適に利用できるようトイレの美装化に取り組みます。■市民広場は、観光客だけでなく、市民にとっても利用しやすく親しみのある場所として、交流による賑わいを創出します。
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none">■公共施設における緑化に努めます。

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

市民	<ul style="list-style-type: none">■公園・緑地等の清掃活動に積極的に参加します。■庭やベランダでの家庭菜園・ガーデニングなど、身近な緑を増やします。
事業者	<ul style="list-style-type: none">■事業所内の敷地や建物などの緑化、緑のカーテンの設置などを進めます。■地域の緑化活動への参加・支援を行うよう努めます。

③歴史的な環境の保全と活用

歴史的な環境の保全	<ul style="list-style-type: none">■地域の美しい個性である歴史的まち並みを含む景観を保全します。■史跡や文化財の保全・継承を通じて、地域の連携を深め、環境保全のための人材育成につなげます。
各種認定・指定等制度の活用	<ul style="list-style-type: none">■古代山城鞠智城跡の国営公園化を目指し、継続して県及び山鹿市と連携しながら、地域の盛り上がりの醸成や認知度の向上を図ります。■菊池一族について、関連史跡群の現地調査や文献調査など、国指定史跡の指定に向けた取り組みを推進します。■菊池川流域4市町で認定された日本遺産“米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～”については、有効活用の検討や国内外への積極的な情報発信を行います。

- 菊池遺産※の保護・活用に向け、遺産について学ぶイベントや情報発信を地域と連携して推進します。

※菊池遺産：先人たちにより大切にされてきた身近な地域の宝として市が認定するもの。

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

市民	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の歴史について関心を持って学びます。 ■祭りなど地域の伝統行事に参加し、継承していきます。 ■史跡や文化財などの保全に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の祭りや伝統行事に参加します。 ■事業活動においては、史跡や文化財などの歴史的価値を踏まえ、保全に十分配慮します。

④災害に強い環境づくり

災害に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■雨水の涵養や土砂災害の抑制など森林や農地のもつ多面的な機能を活かしたまちづくりを推進します。 ■防災拠点や避難所などの災害時に市民の安全・安心を確保すべき施設に対し、非常時に電源として利用できる再生可能エネルギー設備等の導入を進めます。
災害廃棄物処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■大規模災害発生時においても、適正な処理と再生利用を確保したうえで、円滑かつ迅速に廃棄物を処理できる体制を平素から構築します。 ■今後起こりうる災害を想定し、災害廃棄物処理に係る計画等を作成します。

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

市民	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時に樹木の倒壊や土砂流出等により周辺への二次被害を発生させないよう、自ら所有する土地や山林の管理に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■非常時に電源として利用できる再生可能エネルギー設備等の導入に努めます。 ■災害時の大量の廃棄物について、適正な手順による処理を行います。

基本目標3 環境保全行動への参画促進



菊池桜千年プロジェクト

施策1 環境教育・啓発の推進

地球環境や身近な生活環境の保全のためには、市民一人ひとりの日々の取り組みや地域が一体となっての取り組みが必要不可欠です。しかし、子どものころの自然とのふれあいの機会の減少による地域の自然に対する意識の低下や、地域のつながりの希薄化による地域活動の活力低下などが危惧されるため、今後一層の地域ぐるみの環境教育・啓発の推進が求められます。

●●●現状

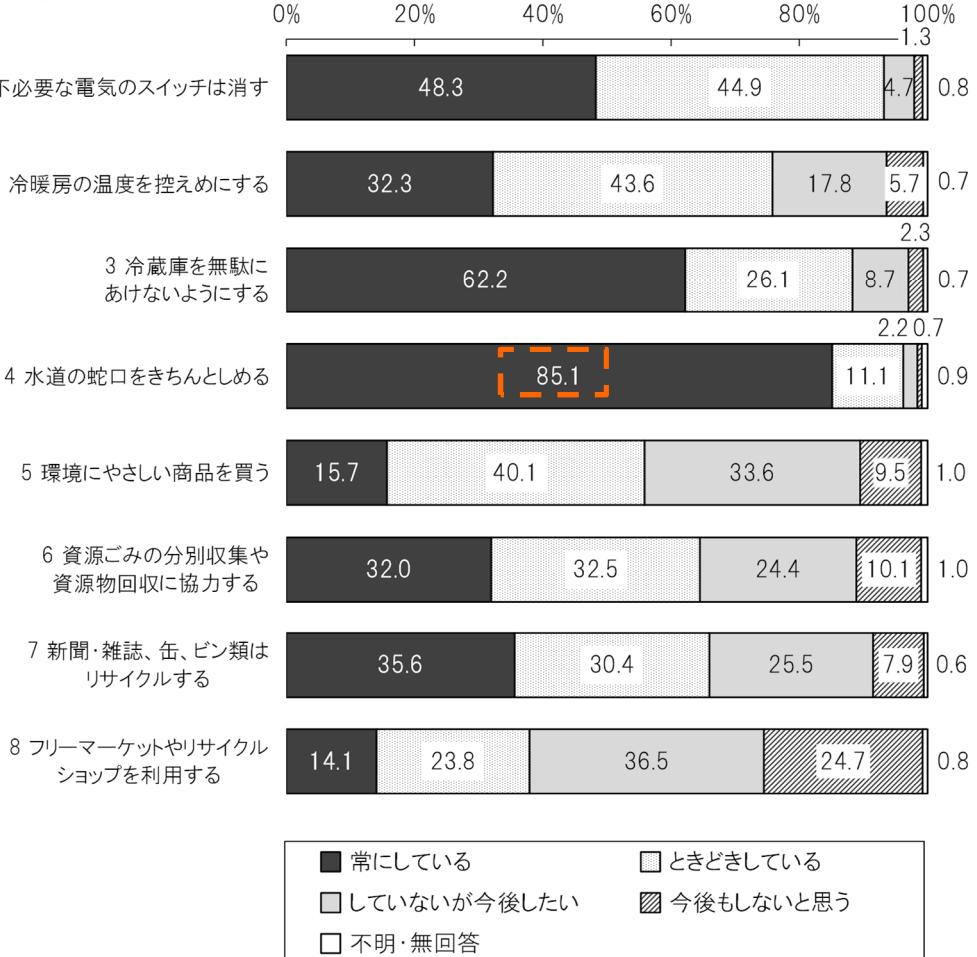
将来子どもたちが自然環境や生活環境を大切にし、環境に関するルールやマナーを守れるよう、自然環境の保全に向けた意識の高揚を図るため、本市では小中学校において環境学習を行っています。小中学生のアンケート結果をみると、環境への関心度が高いほど、よりよい環境づくりのための取り組みをしている割合が高くなっています。今後も環境保全に向けた意識の高揚を図ることが必要です。

《小中学生アンケートから》

【よりよい環境づくりに対してふだん行っていること】

<単数回答>

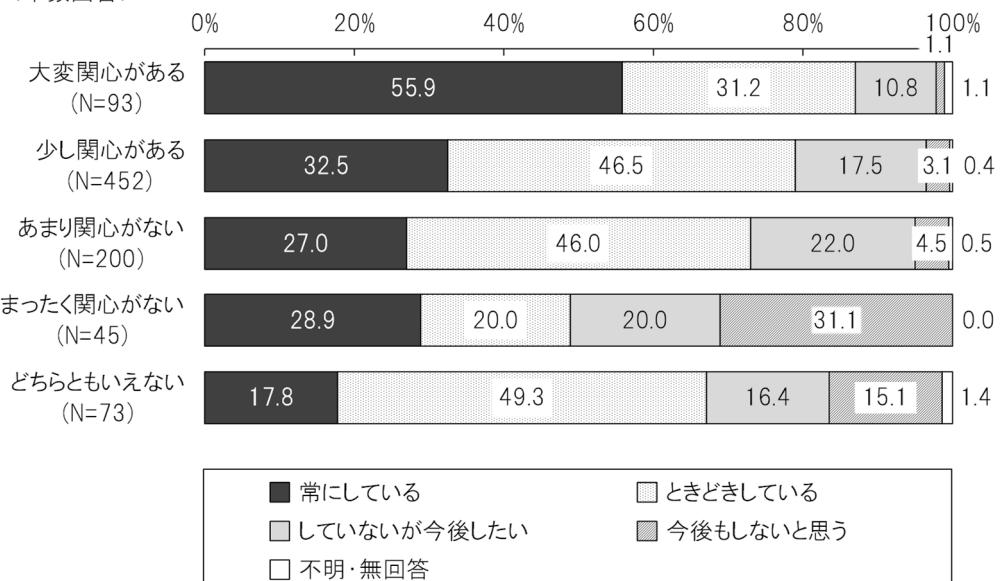
N=865



「4 水道の蛇口をきちんとしめる」では、「常している」が85.1%とおよそ9割を占めているなど、小中学生においては省エネルギー・リサイクルなどの取り組みが日頃から行われていることがわかります。

**【環境への関心度別 よりよい環境づくりに対してふだん行っていること
「冷暖房の温度を控えめにする」】**

<単数回答>



環境関心度別にみると、関心があるほど「常にしている」と「ときどきしている」をあわせた『している』と回答した人の割合が高くなっています。

《市民アンケートから》

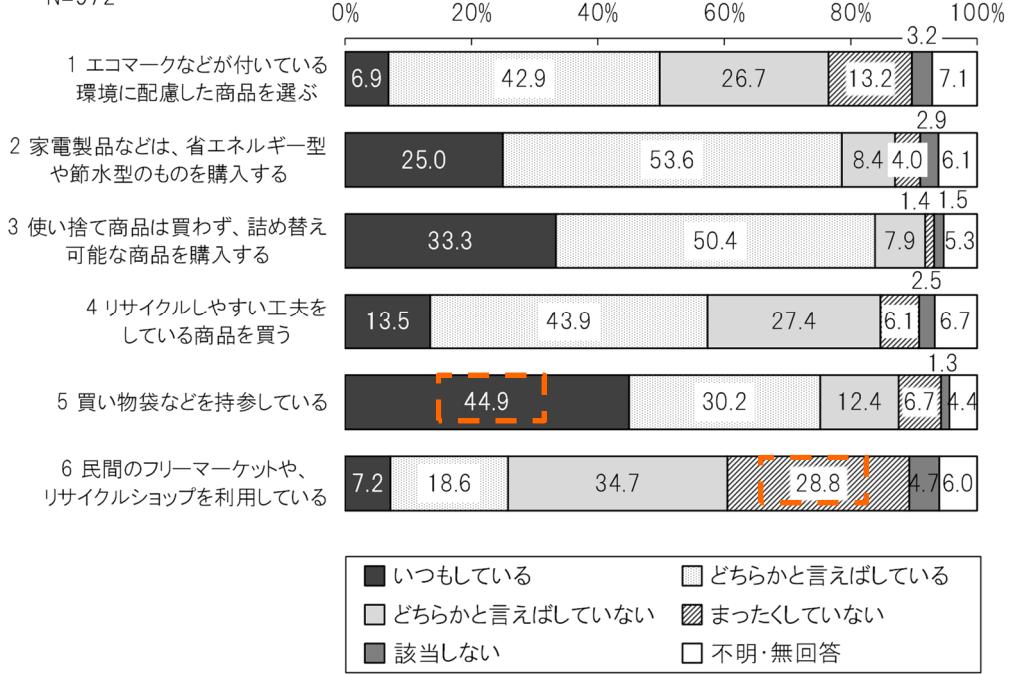
よりよい環境づくりに対してふだん行っていることについてみると、「5 買い物袋などを持参している」、「7 照明はこまめに切る」、「20 決められたごみの出し方を守る」、「21 生ごみや油を台所から流さないようにする」で「いつもしている」の割合が高くなっています。

一方、「6 民間のフリーマーケットや、リサイクルショップを利用している」、「11 お風呂の残り湯を洗濯、洗車、植木の水やりなどに使う」、「15 車の使用を控え、徒歩、自転車、バス等を利用する」、「23 コンポスト容器等による生ごみの堆肥化を行っている」では「まったくしていない」の割合が高くなっています。

【よりよい環境づくりに対してふだん行っていること(物の購入に関する項目)】

<単数回答>

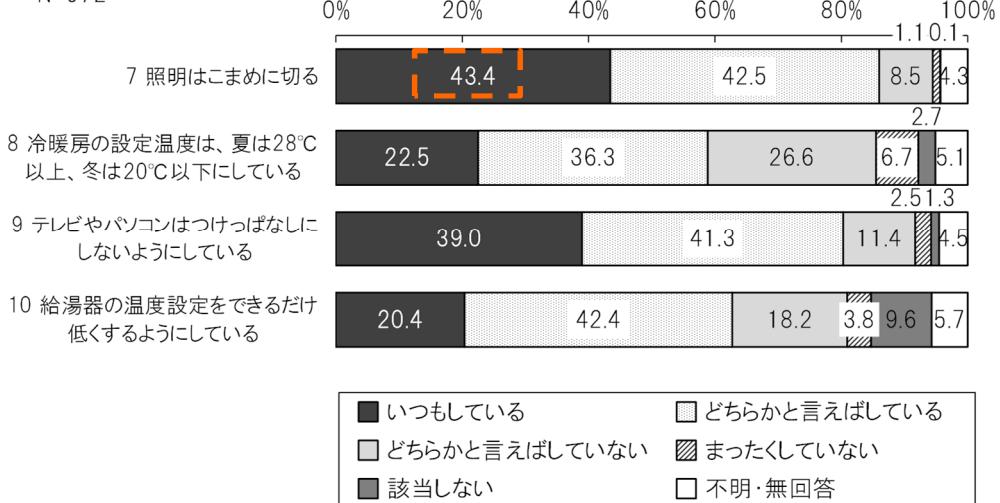
N=972



【よりよい環境づくりに対してふだん行っていること(電気・燃料に関する項目)】

<単数回答>

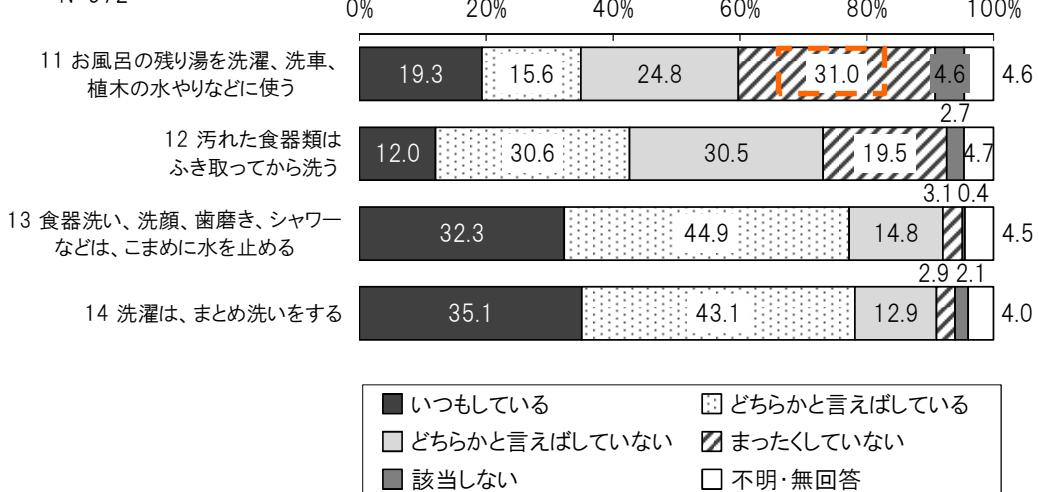
N=972



【よりよい環境づくりに対してふだん行っていること(節水に関する項目)】

<単数回答>

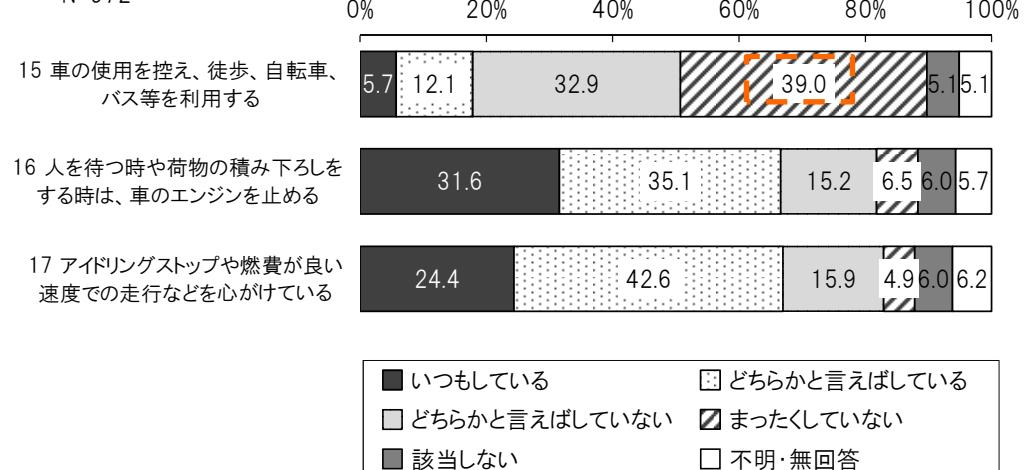
N=972



【よりよい環境づくりに対してふだん行っていること(自動車に関する項目)】

<単数回答>

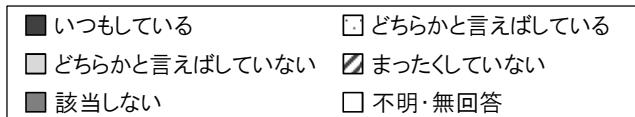
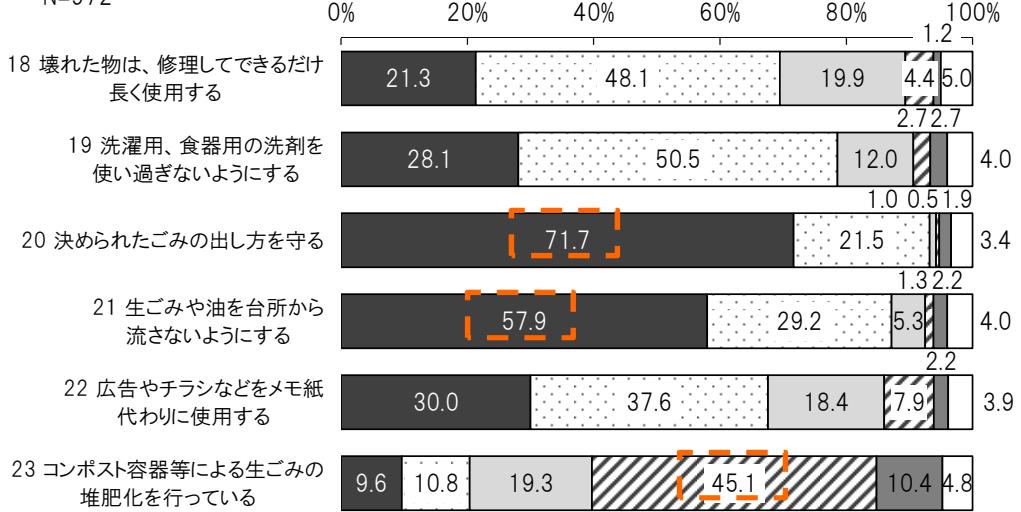
N=972



【よりよい環境づくりに対してふだん行っていること(廃棄物に関する項目)】

<単数回答>

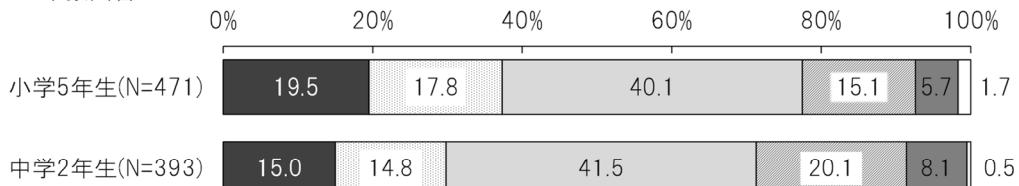
N=972



《小中学生アンケートから》

【学年別 まちで行われる、環境をよりよくするための活動に取り組んでいきたいと思うか】

<単数回答>

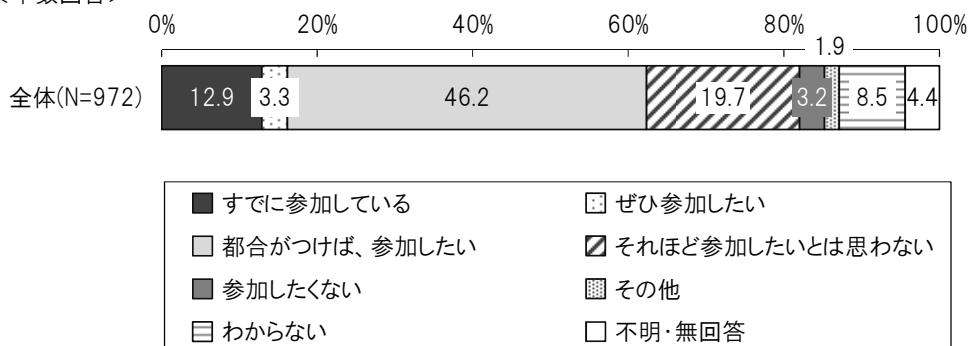


「機会や時間があれば取り組みたいと思う」が最も高くなっています。また、中学2年生になると、「積極的に取り組みたい」、「関心のある活動に取り組みたい」の回答の割合が低くなっています。

《市民アンケートから》

【環境保全活動に関連した市民活動への参加について】

<単数回答>



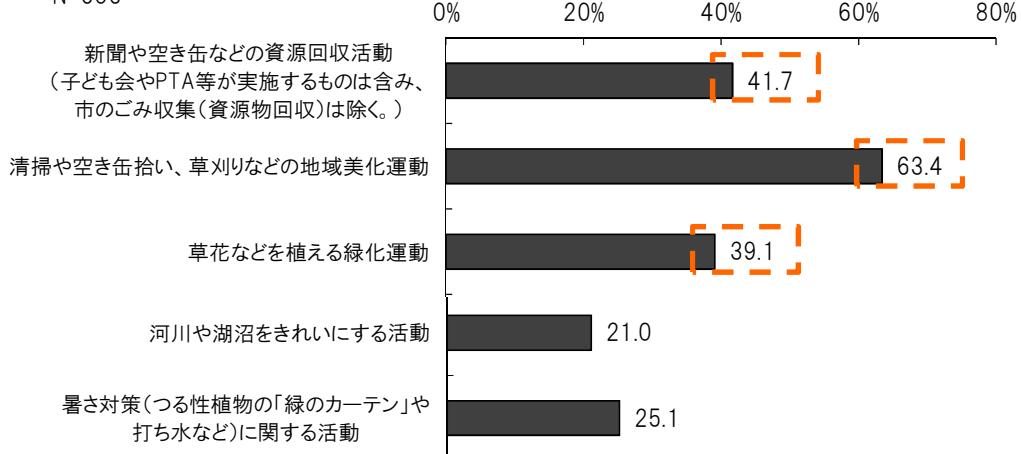
「都合がつけば、参加したい」が46.2%と最も高く、次いで「それほど参加したいとは思わない」が19.7%、「すでに参加している」が12.9%となっています。

【すでに参加している、または今後参加したい市民活動について（上位5項目）】

環境保全活動に関連した市民活動への参加についての問い合わせで「1 すでに参加している」「2 ぜひ参加したい」「3 都合がつけば、参加したい」を選んだ人

<複数回答>

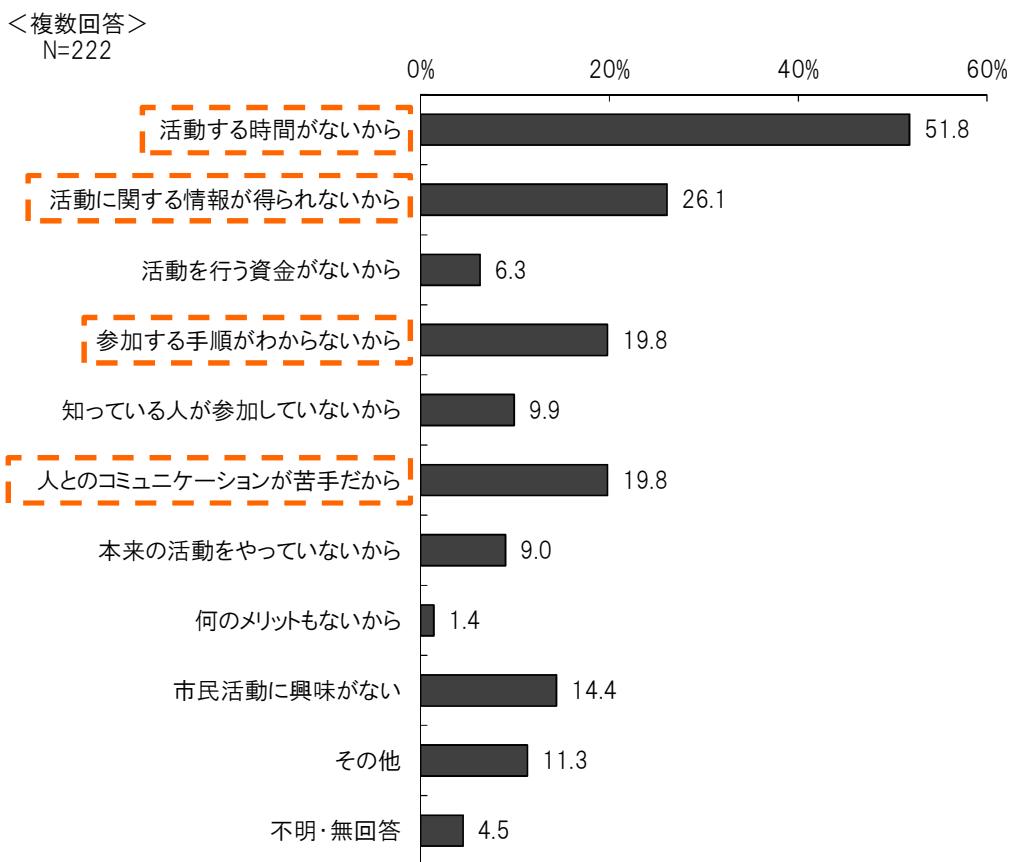
N=606



「清掃や空き缶拾い、草刈りなどの地域美化運動」が63.4%と最も高く、次いで「新聞や空き缶などの資源回収活動（子ども会やPTA等が実施するものは含み、市のごみ収集（資源物回収）は除く。）」が41.7%、「草花などを植える緑化運動」が39.1%となっています。

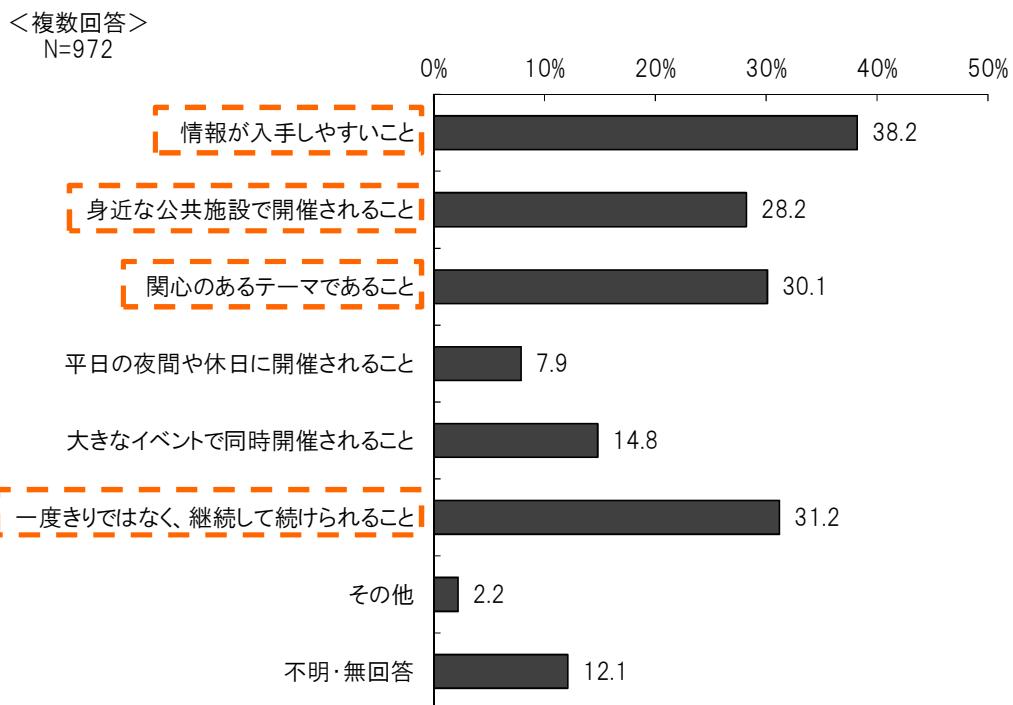
【市民活動に参加したくない理由について】

環境保全活動に関連した市民活動への参加についての問い合わせ「4 それほど参加したいとは思わない」「5 参加したくない」を選んだ人



「活動する時間がないから」が51.8%と最も高く、次いで「活動に関する情報が得られないから」が26.1%、「参加する手順がわからないから」「人とのコミュニケーションが苦手だから」が19.8%となっているため、参加しやすい日時の設定や活動についての周知の充実が重要です。

【環境保全活動に参加しやすくするために必要だと思うこと】



「情報が入手しやすいこと」が 38.2%と最も高く、次いで「一度きりではなく、継続して続けられること」が31.2%、「関心のあるテーマであること」が30.1%となっています。また、「身近な公共施設で開催されること」の割合も高いことから、市民の関心のある環境保全の取り組みを、市民の身の回りで継続的に行われる状況を作り出し、さらにその情報発信・提供を行うことによって、環境保全活動の機運が高まることが推測されます。

●●●取り組みの方針

- ▶ 誰もが普段から環境を保全する行動がとれるよう、環境教育・啓発を推進します。
- ▶ 地域で一体的に環境保全活動に取り組めるよう、地域活動の活性化、地域協働体制の充実を図ります。
- ▶ 正しい環境保全活動ができるようにするとともに、地域活動への参加を増やすため、環境情報の発信体制の充実を図ります。

●●●取り組み内容

①環境教育・啓発の推進

環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none">■小中学校において、環境学習を継続して行い、自然環境の保全に向けた意識の高揚を図ります。■環境教育の効果を高めるためには、実際に体験することが有効なため、地域資源を学習素材として活用します。■環境学習のための学校機材やその情報提供などを行います。■「学校版環境I-SO」の取り組みを推進します。■地域の環境保全をテーマとした出前講座等を実施します。
啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">■清掃活動や不法投棄の防止などの取り組みを広報紙やホームページ等により広く周知することで、自然環境の保全に対する市民の意識啓発を促進します。■環境問題を考えるきっかけとなるイベントを開催します。■生涯学習や各種イベントと連動した環境学習を推進します。■市内で活動する人が正しい知識を身につけられるよう、環境学習やセミナー、講演会を開催します。

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

市民	<ul style="list-style-type: none">■清掃イベント、啓発イベントに積極的に参加します。■学んだ内容を、家族や友人と共有し、実践します。■自然とふれあう機会を多くもつようにします。
事業者	<ul style="list-style-type: none">■清掃イベント、啓発イベントに積極的に参加します。■従業員への環境教育を行い、環境意識の向上に努めます。

②地域活動の活性化

地域環境団体の振興	<ul style="list-style-type: none">■環境に関する市民団体などの育成と活動について、後継者の確保や活動内容の周知、団体間の交流機会の創出などの支援を行います。■環境保全活動を通じて、地域の中で積極的に活動に取り組む人材やリーダーを育成します。■資源ごみ回収団体の育成と参加者の定着を推進します。
地域協働体制の充実	<ul style="list-style-type: none">■本市の美しく豊かな河川や山林などを保全するため、市、事業所、地域団体、市民が一体となった環境の保全・推進を図ります。■環境学習の講師などに協力を求められるよう、研究機関や事業所と連携を図ります。
参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">■市民総参加のクリーン作戦を展開するなど、市民の環境保全に対する取り組みを積極的に支援します。■菊池市「マイバッグ・キャンペーン」を推進します。■市内の河川沿いの清掃活動を行う「くまもとみんなの川と海づくりデー」の取り組みを推進します。

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

市民	<ul style="list-style-type: none">■清掃イベント、啓発イベントに積極的に参加します。■自治会や地域環境団体など、各種団体の活動に参加・協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">■清掃イベント、啓発イベントに積極的に参加します。

③環境情報の発信体制の充実

環境情報の発信強化	<ul style="list-style-type: none">■市で取得のISO14001の適正な運用（環境への負荷を削減する事業活動）を図ります。■職員自らが環境情報の収集に努め、地域社会における環境保全活動に関する市民及び事業者への普及・啓発を図ります。■住民による環境保全活動をサポートする環境学習や、情報提供の強化を図ります。■環境に配慮した取り組みを広報やホームページ、SNSなど様々な媒体、機会を生かして提示します。■市ホームページ等においては、各主体で積極的に活用されるよう、環境に関する情報を幅広く収集し、内容を充実させるとともに、わかりやすいものとなるよう努めます。
-----------	---

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

市民	<ul style="list-style-type: none">■環境問題や市の環境について、広報やホームページ、SNSなどから積極的に情報収集に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">■自社の環境活動をホームページ等で公表します。

基本目標4 低炭素社会の実現



林原・蘇崎工業団地

施策1 温室効果ガス排出量の削減

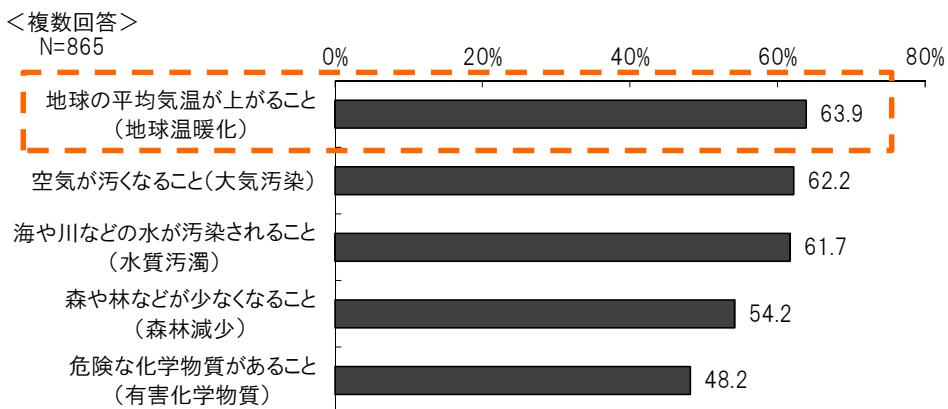
地球温暖化問題は、将来に継承しなければならない恵み豊かな環境を脅かしており、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題となっています。国際的な取り決めである“パリ協定”における、「21世紀後半に温室効果ガス排出実質ゼロ」の達成のためにも、さらなる施策の推進が必要です。

●●●現状

地球温暖化対策を推進するため、本市においては「菊池市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」を策定し、当計画に基づき、市役所全体で環境負荷の少ない循環型社会の構築・強化を目的として、取り組みを進めているところです。

《小中学生アンケートから》

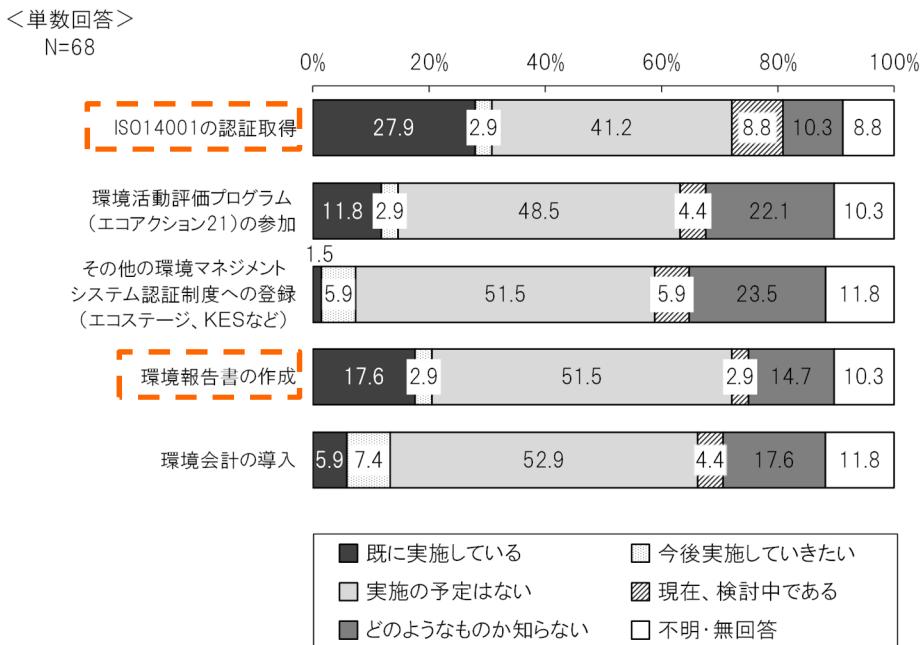
【関心のある(興味がある、心配している)環境問題は何か】(上位5項目)



「地球の平均気温が上がること（地球温暖化）」が63.9%と最も高くなっているため、地球温暖化対策についての啓発を続けることで将来的な取り組みの推進に結びつけることが考えられます。

《事業所アンケートから》

【環境に配慮した経営手法の実施の有無】



「ISO14001 の認証取得」、「環境報告書の作成」では「既に実施している」の割合が他の項目と比較してやや高くなっています。

●●●取り組みの方針

- ▶ エネルギー及び資源の適正な使用を行い、直接的に温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- ▶ 設備の更新や物品の購入に際して、できるだけ温室効果ガスの排出量低減に効果のある設備や物品を選択します。
- ▶ 市民・事業者への啓発など本市全体に取り組みを広げ、市全域の温室効果ガス排出量の削減を図ります。

●●●取り組み内容

①エネルギー及び資源の適正な使用

エネルギー及び資源の適正な使用

- 「菊池市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」に基づき、エネルギー及び資源の適正な使用に努めます。
(照明・空調・OA機器等を上手に使い省エネに心がける、用紙類を減らす工夫に努める、上水道の使用量を削減する工夫に努める、リサイクルできない容器や包装を用いた物品はなるべく購入しない 等)
- 炭素の貯留機能のある森林の保全を進めます。

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

市民

- 不必要的照明を消したり、使っていない電化製品のプラグを抜くなどを徹底します。
- 無駄な包装は断るようにします。

事業者

- アイドリングストップを行うようにします。
- 無駄な包装を行わないようにします。

②環境負荷を低減する施設の整備

環境負荷を低減する施設の整備

- 「菊池市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」に基づき、環境負荷を低減する施設の整備に努めます。
(温室効果ガス排出量削減に寄与する製品を優先的に導入する、屋上等の緑化を進める、電気使用量の少ない照明器具を導入する、車両導入の際はエコカーを選ぶ、備品・機器類は長期間使えるものを選ぶ 等)
- 市の施設への太陽光発電設備の導入を検討します。
- 蓄電池等エネルギーを蓄える設備の導入を推進します。

➤ 主体別環境配慮指針

市民	■省エネ・省資源性能の高い製品を買うようにします。 ■住宅を建てる際には太陽光発電システム等環境に配慮したものとします。
事業者	■耐用年数を過ぎている、エネルギー効率の低い設備の更新を行います。

③排出抑制に向けた啓発の推進

排出抑制に向けた啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">■「菊池市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」に基づき、排出抑制に向けた啓発の推進に取り組みます。 (排出抑制に向けた取り組みの周知、緑地の保全に努める、可燃ごみの発生量を削減する 等)■地球温暖化に関する講演会の実施を検討します。■ISO、エコアクション21等の認証制度についての情報提供及び取得に向けた支援を行います。
---------------	---

➤ 主体別環境配慮指針

市民	■地球温暖化に関する情報に関心を持ちます。 ■日々の生活による地球温暖化への影響について調べます。 ■国や県、市が行う地球温暖化対策に協力します。
事業者	■事業活動が地球温暖化にどのような影響を与えていているか把握し、従業員に周知を図ります。 ■ISO、エコアクション21等の認証取得を検討します。 ■国や県、市が行う地球温暖化対策に協力します。

施策2 エネルギーの有効活用

地球温暖化対策を進めていくためには、消費量の削減や効率的な生成などエネルギーの有効活用が大切です。人間社会を持続可能なものとするため、省エネの推進だけでなく、再生可能エネルギーの利用等の取り組みが求められます。

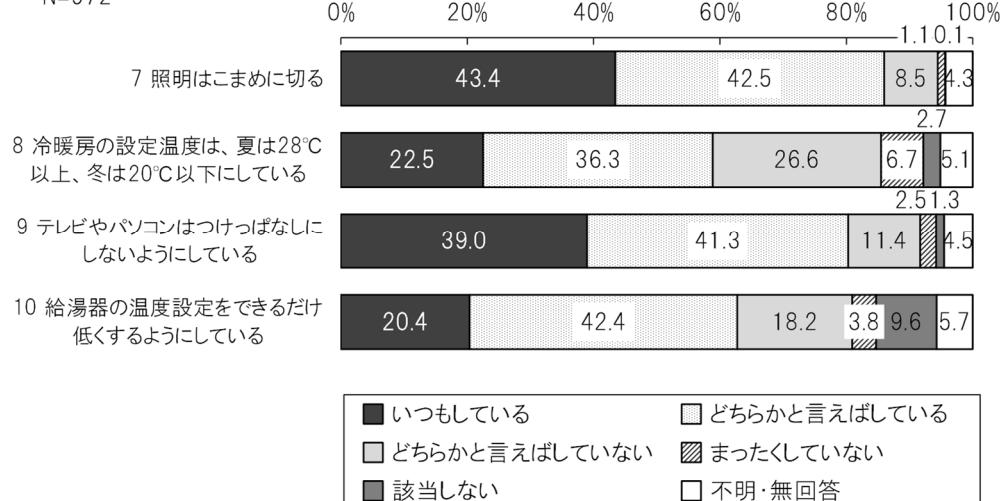
●●●現状

《市民アンケートから》

【よりよい環境づくりに対してふだん行っていること(電気・燃料に関する項目)】

<単数回答>

N=972

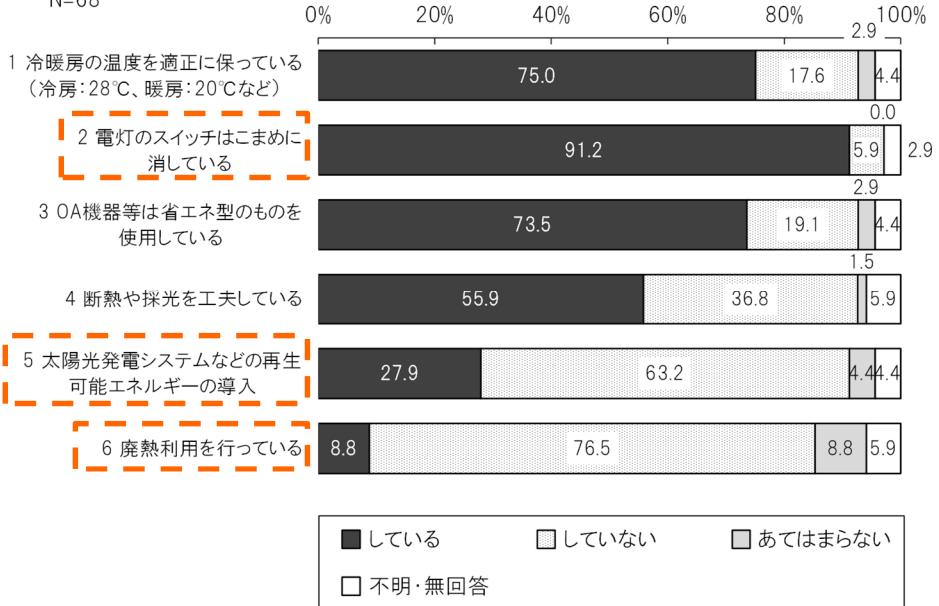


いずれの項目においても、「いつもしている」「どちらかと言えばしている」を合わせた『している』では、5割を超えており、比較的行っている人の割合は高くなっています。

《事業所アンケートから》

<単数回答>

N=68



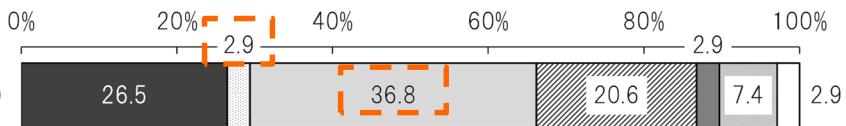
「2 電灯のスイッチはこまめに消している」では「している」がおよそ9割を占めています。また、「5 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入」や「6 廃熱利用を行っている」では「していない」の割合が高くなっていますが、これらは設備投資に多額の費用がかかることから、なかなか取り組めないものと判断されます。

《事業所アンケートから》

【再生可能エネルギー導入の取り組みについてどう考えるか】

<単数回答>

全体(N=68)



「ぜひ導入したい」、「できれば、導入したい」を合わせて約4割となっており、これらの層を実際の導入に結びつけることで再生可能エネルギーの割合を向上させることができるため、導入を促す取り組みが求められます。

●●●取り組みの方針

- ▶ 低炭素なエネルギーをつくるため、再生可能エネルギーなどの未利用エネルギーを活用します。
- ▶ 輸送時のエネルギー消費を低減するなどのため、地元産品やエネルギーの地産地消を推進します。

●●●取り組み内容

①未利用エネルギーの活用促進

バイオマス発電の推進	■国が進める「バイオマス産業都市」の認定を目指し、平成29年度に策定した「バイオマス活用推進計画」に基づき、家畜ふん尿等のバイオマスの利活用等の取り組みを推進します。
再生可能エネルギー等の活用促進	<ul style="list-style-type: none">■太陽光や小水力、地熱、風力発電などの導入を支援します。■水素エネルギーの活用を推進します。■廃食用油の燃料化や廃熱利用（コーチェネレーションシステム：熱電供給）を推進します。■再生可能エネルギーの情報提供、啓発に努めます。

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

市民	<ul style="list-style-type: none">■再生可能エネルギーを利用している電力を購入するようにします。■再生可能エネルギーを活用している工場で生産された製品を選ぶようにします。
事業者	<ul style="list-style-type: none">■できる限り再生可能エネルギーを導入するようにします。■再生可能エネルギーを活用していることについて情報を発信するようにします。

②地産地消の推進

地元産品の地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none">■市機関において市内・県内産品を利用するよう努めます。■市発注事業においては、市内・県内資材の使用を推進します。■朝市や直売所など市内・県内産品を市民が購入できる体制の強化・構築を支援します。
エネルギーの地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none">■エネルギーの地産地消を推進するため、情報提供や補助を行うなどにより、小規模発電施設の増加を図ります。

➤ 主体別環境配慮指針

市民	<ul style="list-style-type: none">■できるだけ地元産品を購入するようにします。■新築・改築の際は、住宅用太陽光発電設備の設置を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">■事業を行う際には市内・県内の資材を優先的に使用するようにします。■太陽光発電設備の設置に努めます。

基本目標5 循環型社会の実現



新環境工場イメージ図(建物の外観等は今後変更になる場合があります)

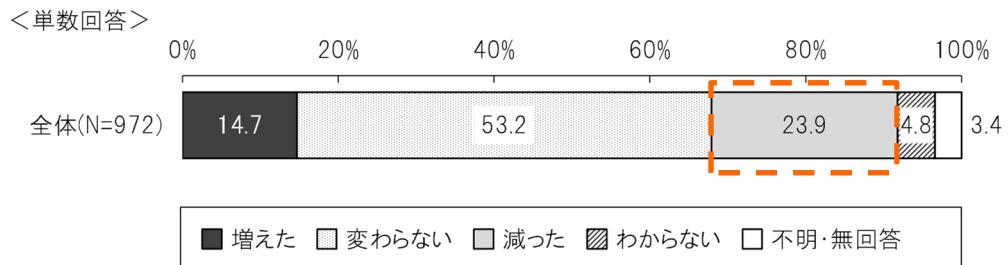
施策1 資源の有効活用と廃棄物の削減

次の世代により良い環境を残すため、循環型社会の構築を進める必要があります。そのため、事業者や市民と一体となって3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））+R（リフューズ：断る。割り箸やレジ袋をもらわない等）を推進するなど、資源の有効活用と廃棄物の削減を図ります。

●●●現状

《市民アンケートから》

【家庭で出たごみの量の数年前からの変化について】



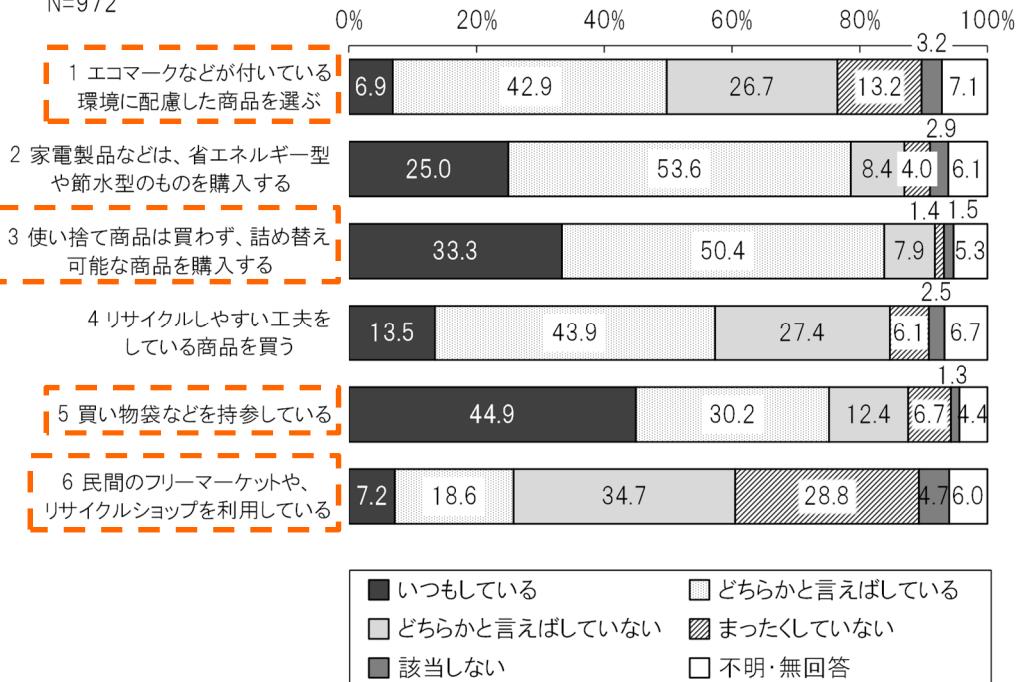
「減った」と答えた人が約4分の1となっています。一人ひとりが意識して、ごみの排出量を減らせるような取り組みやきっかけづくりが必要です。

《市民アンケートから》

【よりよい環境づくりに対してふだん行っていること（物の購入に関する項目）】

<単数回答>

N=972



■ いつもしている	□ どちらかと言えばしている
■ どちらかと言えばしていない	■ まったくしていない
■ 該当しない	□ 不明・無回答

「5 買い物袋などを持参している」「3 使い捨て商品は買わず、詰め替え可能な商品を購入する」では「いつもしている」の割合が他の項目と比較して高くなっています。一方、「6 民間のフリーマーケットや、リサイクルショップを利用している」「1 エコマークなどが付いている環境に配慮した商品を選ぶ」では「まったくしていない」の割合が他の項目と比較して高くなっています。

●●●取り組みの方針

- ▶ 限りある資源を大切に使っていくため、3R活動を推進することにより、廃棄物の発生を抑制します。

●●●取り組み内容

①廃棄物の発生抑制

リデュースの推進	<ul style="list-style-type: none">■生活環境推進委員と連携し、3R活動を推進し、ごみの減量化を目指します。■市民が行う廃品回収などの資源ごみ回収活動を支援します。■生ごみ処理機の利用・普及を図ります。■廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減に配慮した製品の率先した購入を図るとともに、消費者への普及に努めます。■業務におけるペーパーレス化（紙使用の削減）を推進します。■国のレジ袋有料化の動向も見据えつつ、現在行っているマイバッグキャンペーンの展開を図ります。
----------	---

主体別環境配慮指針

市民	<ul style="list-style-type: none">■マイバッグを持ち歩き、過剰な包装は断るなど、ごみを発生源で絶つようにします■生ごみ処理機の設置を検討するようにします。
事業者	<ul style="list-style-type: none">■無駄なごみが発生しないような製品を販売します。■会議資料の部数・ページ数を必要最小限の量とともに、ペーパーレス化を進めます。

②廃棄物の活用

リユースの推進	<ul style="list-style-type: none">■リユース製品の使用に努めます。
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none">■2021年から泗水地区を除く地域ではごみの分別方法が変わることから、生活環境推進委員と連携して、家庭ごみの適正な分別をさらに周知徹底し、リサイクルの推進に努めます。■事業所から発生するごみの資源化・再利用について事業者への意識の啓発を図ります。■公共工事における再生材の使用を推進します。■リサイクル技術及び資源物に関する情報の収集・提供を行います。

▶▶ 主体別環境配慮指針 ▶▶

市民	<ul style="list-style-type: none">■ 買い物の際は再生品を選ぶよう努めます。■ 資源ごみの分別回収に積極的に協力します。■ リサイクルショップやフリーマーケット、バザーを利用するよう努めます。■ テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの廃棄の際は家電リサイクル法を守り、リサイクルできるようにします。
事業者	<ul style="list-style-type: none">■ 詰め替え用製品など、より環境負荷の少ない製品を製造・販売するよう努めます。■ 環境負荷を低減させる技術等の収集・活用に努めます。

施策2 廃棄物の適切な処理

地域環境の景観を保全し、快適な生活環境を維持していくためには、市内全体で廃棄物の適切な処理が行われるようにすることが大切です。しかしながら、街中でのポイ捨てや空き地等への不法投棄が後を絶ちません。市内で活動するすべての人が廃棄物の適切な処理を行うよう、必要な情報提供や監視の徹底が求められます。

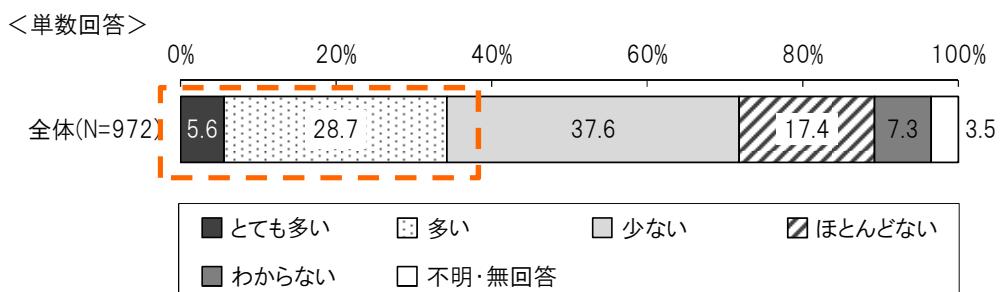
●●●現状

菊池市全域から排出される家庭ごみは、2021年から菊池環境保全組合の新環境工場で効率的なごみ処理を行うことになります。市内全域のごみの出し方の統一を図りながら、ごみの減量を推進する必要があります。

また、過去に発生した地震災害や風水害等では、大量の災害廃棄物が発生したことから、災害発生時には市内の生活環境を保持するため「菊池市災害廃棄物処理計画」を基に適切な対応が求められます。

《市民アンケートから》

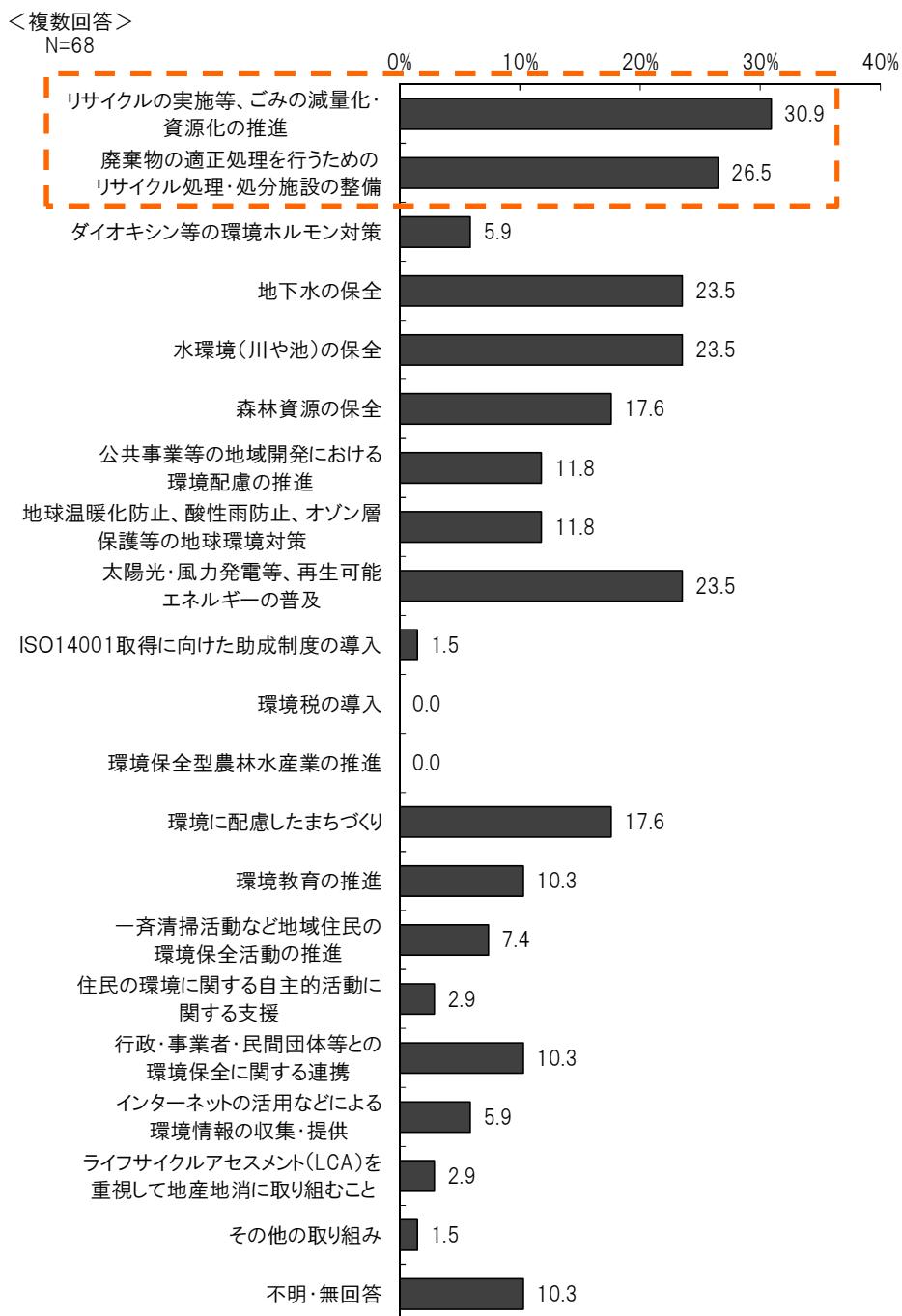
【身近なところのごみのポイ捨て、不法投棄の有無について】



「とても多い」と「多い」を合わせておよそ3分の1が身近なところにごみのポイ捨てがあると答えています。不法投棄のパトロールの充実やポイ捨て、不法投棄をしない意識づくりが求められます。

《事業者アンケートから》

【これまでの環境行政の他に、優先的に取り組んでほしいことについて】



「リサイクルの実施等、ごみの減量化・資源化の推進」が30.9%と最も高く、次いで「廃棄物の適正処理を行うためのリサイクル処理・処分施設の整備」が26.5%となっています。

●●●取り組みの方針

- ▶ 廃棄物の適正な処理が行われるよう、新環境工場の整備を実施主体である菊池環境保全組合と協力しながら行います。
- ▶ 環境の汚染を招く、廃棄物の不適正な処理が行われないよう、取り組みを進めます。
- ▶ 災害が発生した場合には、災害廃棄物の処理が適正に行われるよう、関係機関と協力しながら体制の充実を図ります。

●●●取り組み内容

①適正な処理の推進

新環境工場の稼働への対応	■2021年的新環境工場の稼働により、ごみの分け方、出し方が変更されるため、4地域で異なる分別方法については、丁寧な周知を行いながら統一を図ります。
適正な処理の推進	■ごみの分別に関する出前講座等を行い、市民の意識高揚を図り、適正処理の促進につなげます。

➤ 主体別環境配慮指針 ➤

市民	■ごみ出しのルールを守ります。 ■ペットのふん尿などを適正に処理します。
事業者	■廃棄物処理のルールを守ります。 ■廃棄物処理法をはじめ各種リサイクル法について常に最新の情報を把握し、環境負荷の低減に努めます。

②不法投棄・不適正処理の防止

不法投棄・不適正処理対策の推進	■不法投棄パトロールや環境パトロールの充実を図ります。 ■各業界団体と連携し、不法投棄等の早期発見と未然防止に努めます。 ■悪質な不法投棄に対しては、警察や県と連携しながら適切な改善指導を行います。
啓発活動の推進	■市ホームページや広報誌、SNSを活用した周知によって、不法投棄防止の啓発に努めます。 ■不法投棄を防ぐために警告看板などによる啓発を図ります。 ■廃棄物処理関係法令の情報提供の充実に努めます。

➤ 主体別環境配慮指針

市民	■家庭ごみの不法投棄や違法焼却をしないようにします。 ■地域の美化によりポイ捨てしづらい環境づくりをします。
事業者	■事業系ごみの不法投棄や違法焼却をしないようにします。 ■事業系ごみや産業廃棄物の処理は、許可を有する業者へ処理委託するなど適正に処理します。

③災害廃棄物の適正な処理

災害廃棄物の適正な処理

- 「菊池市災害廃棄物処理計画」に基づき適正な処理を推進します。
- 迅速な対応ができるよう災害廃棄物処理に関する広域的な連携体制の強化を図ります。

➤ 主体別環境配慮指針

市民	■災害発生時には、災害廃棄物の分別をして分類ごとに適正な処理に努めます。 ■災害廃棄物の処理に関して、行政が行う施策に協力します。
事業者	■災害発生時には、災害廃棄物は、自らの責任で適正な処理に努めます。 ■災害廃棄物の処理に関する情報を把握しておきます。

資料編

1. 菊池市環境基本条例
2. 菊池市環境基本条例施行規則
3. 諸問書
4. 答申書
5. 環境審議会委員名簿

1. 菊池市環境基本条例

菊池市環境基本条例（平成 20 年条例第 4 号）

私たち菊池市民は、鞍岳や八方ヶ岳に代表される縁豊かな山々と菊池渓谷に源を発する清流菊池川など、豊かな自然並びに菊池一族から受け継いだ歴史・文化など恵まれた環境を享受してきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした反面、資源及びエネルギーの大量消費や不用物の大量廃棄を繰り返してきた。その結果、身近な自然の荒廃や廃棄物の増加、自動車等の排出ガスによる大気汚染、生活排水等による水質汚濁などの都市生活型の環境問題へと移行している。このことは、自然界の生態系への影響のほか、地球温暖化及びオゾン層の破壊など地球的規模の問題にまで拡大しており、現在及び将来の人類を含むあらゆる生命の存立を脅かす恐れが生じているといえる。

菊池市民には、安らぎと豊かな自然環境を保全し、後世に引き継ぐため、最大限の努力をすることが求められている。

そこで私たちは、健康で文化的な生活を営む権利を有する憲法の精神にかんがみ、すべての市民が快適な環境を享受すべき権利と菊池市民憲章の理念を確認し、菊池市における豊かで快適な環境の保全と創造を図ることを目的に、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、快適な環境の保全と創造(以下「環境の保全等」という。)を図るため、その基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、良好な環境を確保すべく市の施策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、環境基本法(平成 5

年法律第 91 号)第 2 条の規定及び当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 人の活動による地球温暖化及びオゾン層の破壊の進行並びに河川の水質汚濁や地下水の汚染その他周囲の状況に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (2) 環境の創造 生活環境の充実及び循環型社会の構築など、人がより良い生活を行うための営みをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第 3 条 快適な環境の保全等を図るための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 市民の健康で文化的な生活を守り、安らぎのある豊かな環境を保全し、後世に引き継いでいくこと。
- (2) 人と自然界との調和を図り、より良い共生を図るよう努めること。
- (3) 生活環境の充実及び循環型社会の構築などに努めること。

(市の責務)

第 4 条 市は、環境の保全等に関する総合的な施策を策定し、その実施に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに

- 当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、廃棄物の適正処理及び自然環境の保全のために自己の責任と負担において、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、関係法令、条例及び規則等を遵守するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。
 - 3 事業者は、地域において良好な近隣関係の形成に努めるとともに、環境の保全等に係る紛争が生じたときは、その解決に向けて誠意をもって対処しなければならない。
- (市民の責務)
- 第6条** 市民は、日常生活において生活排水等による水質汚濁の防止、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの有効利用等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、地域において良好な近隣関係の形成に努めるとともに、環境の保全等に係る紛争が生じたときは、その解決に向けて積極的に取り組まなければならぬ。
 - 3 市民は、前2項に定めるもののほか、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。
- (施策の基本方針)
- 第7条** 市は、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存及び人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
 - (2) 公害を防止し、大気、水、土壤その他の環境を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、安全な生活環境を確保すること。
 - (3) 歴史的、文化的遺産が将来の世代へ継承され、また良好な景観等を確保すること。
 - (4) 地球温暖化の防止等、地球環境の保全を図ること。
 - (5) 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等の推進を図ること。
- (6) 市、事業者及び市民の連携のもと、環境の保全等が図られるよう努めること。
- ## 第2章 環境の保全等に関する基本的施策
- (環境基本計画)
- 第8条** 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境行政の基本指針となる菊池市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的な目標及び基本理念と施策の方向
 - (2) 総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等について必要な事項
 - 3 環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者等の意見を聞くために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 環境基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。
 - 5 環境基本計画の変更については、前2項の規定を準用するものとする。
(国及び他の地方公共団体等との連携)
- 第9条** 市は、環境の保全等についての施策のうち、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とするものについては、国、県、近隣自治体及びその他関係機関と連携し、その推進に努めるものとする。
- (環境教育等)
- 第10条** 市は、市民及び事業者等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、その活動が促進されるよう、知識習得のための環境教育及び環境学習の充実を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ## 第3章 紛争の予防に係る手続等 (関係住民等の同意)
- 第11条** 市長が、廃棄物処理施設及び環境に影響を及ぼすおそれのある開発等の行為(以下「開発行為」という。)と認めたもので、別に規則で定めるものについては、開発行為を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、あらかじめ

関係住民等の同意を得るよう努めなければならない。

(事業計画書の提出等)

第 12 条 開発事業者は、開発行為に関する計画(以下「事業計画」という。)について、当該開発行為を実施しようとする前に、市長と事前協議をしなければならない。

2 開発事業者は、前項の事前協議において、当該開発行為を実施することによる環境への影響及びそれに対する配慮の方策(以下「環境への配慮の方策」という。)を示す書類を市長に提出しなければならない。

3 開発事業者は、環境への配慮の方策について関係住民等に説明会を行い、関係住民等の意見を聞くとともに、その結果を市長に報告しなければならない。
(協定の締結)

第 13 条 開発事業者は、事業計画に係る協定の締結について、市長が協議を求めたときは誠意をもってこれに応じるとともに、関係住民等と生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の協定の締結において、その内容について必要な助言を行うことができる。

(環境配慮の指導)

第 14 条 市長は、第 12 条第 3 項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者に対し、当該開発行為の実施に係る環境への配慮について指導することができる。

2 市長は、前項の指導をするときは、必要に応じて菊池市環境審議会の意見を聞くことができる。

3 市長は、その他開発事業者の環境への配慮について必要な事項を環境基本計画で定める。

(手続の終了等)

第 15 条 紛争の予防に係る手続の終了は、次に掲げる場合において終了するものとする。

(1) 第 13 条第 1 項に規定する協定の締結がなされた場合

(2) 第 14 条第 1 項に規定する指導がなかった場合

(3) その他関係地域の生活環境の保全の見地から、その対策が十分なされたと市長が判断した場合

2 市長は、前項による手續が終了したときは、開発事業者に対して、規則で定めた事前協議終了通知書を交付するものとする。

(勧告及び公表)

第 16 条 市長は、開発事業者が第 14 条第 1 項の規定による指導の全部又は一部を受け入れないとときは、当該指導を受け入れよう勧告することができる。

2 市長は、開発事業者が勧告に従わない場合は、当該指導及び勧告について開発事業者に弁明の機会を与える等の手續を経た上で、勧告の内容を公表することができる。

第 4 章 環境審議会

(審議会の設置)

第 17 条 市は、環境基本法第 44 条の規定に基づき、市における環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、菊池市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 環境の保全等に関する重要事項

3 審議会は、前項に定める市長の諮問による事項に關し必要に応じ、市長に意見を述べることができる。

4 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雜則

(委任)

第 18 条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2. 菊池市環境基本条例施行規則

菊池市環境基本条例施行規則（平成 20 年規則第 15 号）

(趣旨)

第 1 条 この規則は、菊池市環境基本条例（平成 20 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(地球環境の保全行動計画の遵守)

第 2 条 市民及び事業者等は、地球環境の保全に貢献するため市の施策に協力するとともに、条例第 8 条第 1 項の規定により策定した環境基本計画に基づき、地球温暖化の防止等に配慮した行動をしなければならない。

2 市は、条例第 7 条第 4 号に掲げる基本方針に基づき、地球環境の保全を図るための施策を積極的に推進するとともに、菊池市地球温暖化対策実行計画を遵守しなければならない。

(定義)

第 3 条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例によるほか当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物処理施設 廃棄物の處理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）施行令第 5 条及び第 7 条に規定する廃棄物処理施設及びその他廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）を処理する施設（中間処理施設を含む。）をいう。

(2) 各種事業 廃棄物処理施設用地及び畜舎用地、その他の用地等の造成、土石の採取、鉱物の採掘、その他土地の用途の変更、建築物の建設をいう。

(3) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいう。

(開発行為)

第 4 条 条例第 11 条第 1 項に規定する開発行為は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 廃棄物処理施設を設置しようとする事業（敷地の造成を含む。）

(2) 1,000 m²以上の土地の用途の変更となる事業

(3) 風致景観の損壊又は環境に影響を及ぼすおそれのある 1,000 m²以上の建築物を設置する事業

(4) 山林、原野の木竹伐採等により自然環境を著しく変化させ、又はそのおそれのある各種事業

(5) 営利を目的とする土石、砂利等の採取及び土砂捨場となる事業

(6) その他市長が特に必要と認める事業（事業計画の事前協議）

第 5 条 開発事業者は、あらかじめ事業計画の内容、施工方法等について事前協議書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める書類については、これを省略することができる。

(1) 付近見取図

(2) 計画予定地周辺の現況図

(3) 関係図面

(4) 位置図

(5) 登記簿謄本（写）

(6) 字図（写）

(7) 環境への配慮の方策（様式第 2 号）

(8) 事業計画説明会報告書（様式第 3 号）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定は、事業計画を変更する場合について準用する。

3 前 2 項による協議は、原則として土地の所有者その他の使用収益を目的とする権利の設定又は取得に係る契約の締結前に行うものとする。

(事業計画の審査)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の事前協議書の提出があったときは、現地調査を含めその協議に係る事業計画を審査するものとする。

2 市長は、事業計画の内容が市の施策に適合しないと認めたときは、開発事業者

に対し意見書を付して指導することができる。

- 3 市長は、前項における指導を行った後、当該事業計画が環境の保全上なお協議の必要があると判断した場合は、菊池市環境審議会(以下「審議会」という。)に審査を諮問することができるものとする。
- 4 前項の審査の方法については、審議会で定める。

(開発事業者に対する措置)

- 第7条 市長は、開発事業者に対し、前条第2項の指導及び第3項の審議会の諮問の結果を受けて指導を行った場合、その経過について文書による報告を求め、必要な措置を講ずることができるものとする。

(開発事業者の責務)

- 第8条 開発事業者は、必要に応じて関係住民等と環境の保全等に関する協定等(以下「協定等」という。)を締結するよう努めなければならない。
- 2 開発事業者は、前項の協定等を締結した場合、その記録を市長に提出しなければならない。
 - 3 開発事業者は、当該開発行為に対する関係住民等の意見の申出があったときは、当該意見を尊重し、将来紛争が生じないよう配慮しなければならない。
 - 4 開発事業者は、第10条の規定による事前協議終了通知書を受けた後でなければ当該開発行為を開始してはならない。(関係住民等の対応)

- 第9条 関係住民等は、開発事業者から事業計画の説明及び環境への配慮の方策の申出があった場合、その申出の手続き等が円滑かつ適切に行われるよう対応に努めなければならない。

(終了通知書)

- 第10条 条例第15条第2項で定める事前協議終了通知書は、様式第4号のとおりとする。

(事業の完了届等)

- 第11条 開発事業者は、事業を完了し、休止し、廃止し、又は再開したときは、速やかに事業(完了・休止・廃止・再開)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する届出があった

場合、事業の確認を行ったうえで、環境の保全上必要があると認めるときは、その届出に係る事項について必要な措置を講すべきことを指導することができる。

- 3 承継者は、各種事業の施行及び管理する権限等を承継しようとするときは、事業承継届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

- 第12条 市長は、条例第16条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、実施状況等必要な報告を求め、又は当該職員に施設等への立入調査を行わせることができる。

(勧告及び公表)

- 第13条 条例第16条第1項の規定による勧告は、様式第7号により勧告する。

- 2 公表は、菊池市公告式条例(平成17年条例第4号)第2条第2項に定める菊池市掲示場に掲示するほか、その他適當と認められる方法により行うものとする。

- 3 公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業主の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告の内容
- (3) その他必要な事項

- 4 公表の期間は、その都度定める。

- 5 条例第16条第2項の規定による公表は、様式第8号により公表する。(適用除外)

- 第14条 次に掲げる事業については、第5条の規定は、適用しないものとする。

- (1) 災害等のための应急措置として行う事業

- (2) 国又は地方公共団体が行う事業
- (3) その他市長が必要ないと認める事業

(府内体制)

- 第15条 市長は、環境の保全等に関する総合的な施策を策定後、その見直し等の必要性が生じた場合、全府的かつ横断的組織の構築に向けた府内体制の確立に努めるものとする。

- 2 前項の府内体制は、市長が各施策の進行管理上、整備等見直しの必要があると判断したときに、府内において所管部署間で協議し確立を図っていくものとする。

(審議会の組織等)

第 16 条 条例第 17 条第 1 項の規定により設置する審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 審議会の委員の中に会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
(委員の任期)

第 17 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 18 条 審議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 19 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に關係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
(庶務)

第 20 条 審議会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(審議会の運営)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
(委任)

第 22 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

3. 詮問書

菊環第 946 号

平成 30 年 11 月 29 日

菊池市環境審議会 会長 様

菊池市長 江頭 実

菊池市環境基本計画の策定に関する意見について（諮問）

菊池市環境基本条例第 17 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、環境基本計画の策定について貴審議会の意見を求める。

4. 答申書

平成 31 年 3 月 7 日

菊池市長 江頭 実様

菊池市環境審議会
会長 篠原 亮太

菊池市環境基本計画の策定に関する意見について（答申）

平成 30 年 11 月 29 日付け菊環第 946 号で諮問のありました標記の件について、3 回にわたり審議会を開催し、慎重に審議を行いました。

このたび、全委員の総意により計画の確定に至りましたので、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 本計画は、平成 31 年度（2019 年度）から 2028 年度までの環境行政の基本指針となるものであることから、市民及び事業者等への周知を改めて行い、地域ぐるみで環境保全に取り組んでいくよう、市民に対する環境教育の場を提供するとともに、環境に関する各種情報を積極的に提供するなど、市民との情報共有を図ること。
- 2 清らかな水や、自然豊かな里山の景観など、本市の強みともいべき点は将来にわたって保全に努めるとともに、地球温暖化対策や廃棄物対策、生物多様性の確保等の世界的な環境問題についても、一地方自治体の立場から真剣に取り組むこと。
- 3 本計画の目標達成のため、各取り組みにおける具体的な数値目標の設定、取り組み内容の進捗管理や達成状況の評価等を行い、本計画の推進が実効あるものとなるよう努めること。
- 4 今後、社会情勢の推移により、環境を取り巻く状況が変化する場合は、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟な対応を行うこと。

5. 環境審議会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	熊本県環境センター	館 長	篠原 亮太	◆ 会長 学識経験者
2	菊池市区長協議会	監 事	内野 元生	各種団体
3	菊池市生活環境推進委員連絡協議会	会 長	荒木 破魔雄	"
4	菊池市女性団体代表者会	運営委員	怒留湯 健 蓉	"
5	(一社)菊池青年会議所	専務理事	緒方 隆 憲	"
6	菊池市商工会	女性部長	久川 礼子	"
7	菊池地域農業協同組合	理事	坂本 久美子	"
8	熊本県菊池保健所	衛生環境課長	廣畑 昌 章	関係行政機関

菊池市環境基本計画

発行年月：平成 31 年（2019 年）3 月
発 行：菊池市 市民環境部 環境課
〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888
電話番号 0968-25-7217

